

陸奥湾沿岸海岸保全基本計画

平成 29 年 3 月

青 森 県

目 次

1. 海岸保全基本計画の基本的な考え方	1
1-1. 海岸保全基本計画の趣旨	1
1-2. 海岸保全基本方針の概要	2
1-3. 海岸保全基本計画策定の流れ	6
1-4. 海岸保全基本計画の対象範囲	8
2. 海岸の保全に関する基本的な事項	9
2-1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項	9
(1) 海岸の現況	9
1) 海岸の概要	9
2) 自然的特性	11
3) 社会的特性	15
4) 海岸防護の現況	19
5) 海岸環境の現況	27
6) 海岸利用の現況	33
(2) 海岸の保全の方向性（基本理念）	37
1) 沿岸の特性総括	37
2) 海岸の保全の基本理念	38
3) 海岸の保全に関する基本方針	39
2-2. 海岸の防護に関する事項	40
(1) 海岸の防護の目標	40
1) 防護すべき地域	40
2) 防護水準	40
(2) 海岸の防護の目標を達成するための施策	40
2-3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項	45
2-4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項	48
2-5. ゾーン区分とゾーニング毎の方向性	50
(1) 陸奥湾沿岸のゾーニングによる区分	50
1) ゾーニングに当たっての基本的な考え方	50
2) ゾーニングによる沿岸の区分	50
(2) ゾーン毎の特性	52

目 次

3. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項.....	53
3-1. 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項.....	53
(1) 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域.....	54
(2) 海岸保全施設の種類、規模及び配置.....	54
(3) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況.....	54
3-2. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項.....	55
(1) 海岸保全施設の存する区域.....	55
(2) 海岸保全施設の種類、規模及び配置.....	55
(3) 海岸保全施設の維持又は修繕の方法.....	55
4. 留意すべき重要事項.....	56
4-1. 関連計画との整合性の確保.....	56
4-2. 関係行政機関との連携調整.....	56
4-3. 地域住民の参画と情報公開.....	57
4-4. 計画の見直し.....	57
添付資料 1 別表.....	59
添付資料 2 添付図.....	87

1. 海岸保全基本計画の基本的な考え方

1-1. 海岸保全基本計画の趣旨

我が国の海岸は、国土狭あい、その背後に多くの人口・資産が集中している区間であるとともに、地震や台風、冬期風浪等の厳しい自然条件にさらされており、津波、高潮、波浪等による災害や海岸侵食等に対して脆弱性を有しています。また、海岸は、単なる陸域と海域との境界というだけでなく、それらが相接する特色ある空間であり、多様な生物が生息・生育する貴重な場であるとともに、美しい砂浜や荒々しい岩礁等の独自の自然景観を有し、我が国の文化・歴史・風土としての役割も担ってきています。このような中、海岸法では、防護、環境、利用の調和のとれた総合的な海岸管理を実施することを目的に、国土交通大臣が「海岸保全基本方針」を定め、都道府県知事は、これに基づき「海岸保全基本計画」を定めることとされています。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災においては、これまでの想定をはるかに超えた巨大な地震・津波により海岸保全施設及びその背後地に甚大な被害を受けました。このような中、津波災害に対しては、なんとしても人命を守るという基本姿勢に基づき、地域ごとの特性を踏まえ、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ、総動員させる「多重防御」の考え方や、今後、津波対策を講じるに当たって、発生頻度はきわめて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波と、最大クラスの津波と比べ、発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波の、二つのレベルの津波を想定することなどの考え方が、国から示されました。

こうした状況を踏まえ、国では平成 26 年に海岸法を改正し、津波、高潮等に備え、防災・減災対策を一層推進するとともに、更には、急速に進む海岸保全施設の老朽化に、予防保全の考え方に基づき適切に対応していくこと、またハード面の対策だけでなく、適切な避難のためソフト面の対策も組み合わせた総合的な対策を行うことなどとなりました。

本計画は、これらを踏まえ、陸奥湾沿岸における総合的な海岸の保全を実施することを目的に定めるものです。

1-2. 海岸保全基本方針の概要

平成 26 年の海岸法改正を踏まえ、国は「海岸保全基本方針」を変更しました。その概要は、次のとおりです。

1. 海岸の保全に関する基本理念

「美しく、安全で、いきいきとした海岸」を次世代へ継承していくこと

- ・この理念の下、災害からの海岸の防護に加え、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用の確保を図り、これらが調和するよう、総合的に海岸の保全を推進。
- ・海岸は地域の個性や文化を育ててきていること等から、地域の特性を活かした地域とともに歩む海岸づくりを目指す。

2. 海岸の保全に関する基本的な事項

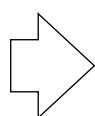
- ・地域の自然的・社会的条件及び海岸環境や利用の状況等を調査、把握し、それらを十分勘案して、災害に対する適切な防護水準を確保。
- ・海岸環境の整備と保全及び海岸の適正な利用を図るため、施設の整備に加えてソフト面の対策を講じ、これを総合的に推進。
- ・特に、防災上の機能と併せ、環境や利用という観点から良好な空間としての機能を有する砂浜を保全。
- ・予防保全の考え方に基づく海岸保全施設の適切な維持管理・更新。

(1) 海岸の防護に関する基本的な事項

～災害から背後の人命や財産を防護～

<津波、高潮対策>

<侵食対策>



- 施設の整備によるハード面の対策と、情報伝達等ソフト対策も組み合わせた総合的な対策を行う。
- 土砂収支の状況を踏まえた広域的な視点に立った対応を適切に行う。

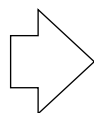
(2) 海岸環境の整備及び保全に関する基本的な事項

～自然と共生する海岸環境の保全と整備～

<優れた景観、自然の保全>

<海岸保全施設の整備に当たり
海岸環境の保全に十分配慮>

<海岸環境に関する情報の共有>



- 必要に応じ、車の乗り入れ等の一定の行為を規制し、油流出事故等突発的に生じる環境への影響等に適切に対応する。
- 必要に応じ、砂浜、植栽等を整備し、親水護岸、遊歩道等人と海との触れ合いを確保するための施設も整備。
- 保全すべき海岸環境について関係者が共通の認識を有するよう努める。

(3) 海岸における公衆の適正な利用に関する基本的な事項

～海岸が有している様々な機能を十分生かし、公衆の適正な利用を確保～

＜海岸の利用の増進＞

○海岸の利用の増進に資する施設の整備を推進。

○景観や利便性を著しく損なう施設の汚損、放置船等に適切に対処。

＜海との触れ合いの場を確保＞

○自然環境の保全に留意した海辺へのアクセスの確保。

＜海岸利用に当たり、海岸環境へ悪影響を生じさせない＞

○マナーの向上にむけた啓発活動の推進。

3. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

(1) 海岸保全施設の新設又は改良に関する基本的な事項

＜安全な海岸の整備＞

○線的防護方式から面的防護方式への転換、侵食対策としての土砂の適切な管理、必要に応じた耐震性の強化等を推進。

＜自然豊かな海岸の整備＞

○自然特性に応じた海岸保全施設を整備。

＜親しまれる海岸の整備＞

○利用者の利便性や地域社会の生活環境の向上に配慮した施設の工夫に努める。

(2) 海岸保全施設の維持又は修繕に関する基本的な事項

＜費用の軽減・平準化＞

○適切な時期に巡視又は点検を実施。

＜所要機能の確保＞

○予防保全の考え方に基づいた計画的かつ効果的な維持又は修繕を実施。

○点検又は修繕に関する記録の作成及び保存を適切に行う。

4. 海岸の保全に関するその他の重要事項

＜広域的・総合的な視点からの取組の推進＞

○関係する行政機関とより緊密な連携を図るとともに、海岸及びその周辺で行われる様々な施策との一層の連携を推進。

＜地域との連携の促進と海岸愛護の啓発＞

○地域住民の防災意識の向上及び防災知識の普及を図る。

○海岸の美化、希少な動植物の保護については、地域住民やボランティア等の協力を得ながら進めるとともに、参加しやすい仕組みづくりに努める。

○環境教育の充実にも努め、地域における愛護活動が推進されるような人材を育成。

＜調査・研究の推進＞

○質の高い安全な海岸の実現に向けた研究開発等を推進し、民間を含めた幅広い分野との情報の共有、技術の連携等を推進する。

また、海岸保全基本方針では、海岸保全基本計画において定めるべき事項を次のとおり定めています。

三 海岸保全基本計画の作成に関する基本的な事項（海岸保全基本方針より抜粋）

都道府県においては、本海岸保全基本方針に基づき、地域の意見等を反映して二で定めた沿岸ごとに整合のとれた海岸保全基本計画を作成し、総合的な海岸の保全を実施するものとする。

また、沿岸が複数の都府県にわたる場合には、原則として関係都府県が共同して計画策定体制を整え、一の海岸保全基本計画を作成するものとする。

海岸保全基本計画において定めるべき基本的な事項と留意すべき重要事項は、次のとおりである。

1 定めるべき基本的な事項

(1) 海岸の保全に関する基本的な事項

海岸の保全を図っていくに当たっての基本的な事項として定めるものは、次の事項とする。

① 海岸の現況及び保全の方向に関する事項

自然的特性や社会的特性等を踏まえ、沿岸の長期的な在り方を定める。

② 海岸の防護に関する事項

防護すべき地域、防護水準等の海岸の防護の目標及びこれを達成するために実施しようとする施策の内容を定める。

③ 海岸環境の整備及び保全に関する事項

海岸環境を整備し、及び保全するために実施しようとする施策の内容を定める。

④ 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

海岸における公衆の適正な利用を促進するために実施しようとする施策の内容を定める。

(2) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

沿岸の地域ごとの海岸において海岸保全施設を整備していくに当たっての基本的な事項として定めるものは次の事項とする。

① 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項

イ 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域

一連の海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域を定める。

ロ 海岸保全施設の種類、規模及び配置

イの区域ごとに海岸保全施設の種類、規模及び配置について定める。

ハ 海岸保全施設による受益の地域及びその状況

海岸保全施設の新設又は改良によって津波、高潮等による災害や海岸侵食から防護される地域及びその地域の土地利用の状況等を示す。

② 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

イ 海岸保全施設の存する区域

維持又は修繕の対象となる海岸保全施設の現存する区域を定める。

ロ 海岸保全施設の種類、規模及び配置

イの区域ごとに存する海岸保全施設の規模及び配置等について定める。

ハ 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

ロの海岸保全施設の種類ごとに、海岸保全施設の維持又は修繕の方法について定める。

2 留意すべき重要事項

海岸保全基本計画を作成するに当たって留意すべき重要事項は、次のとおりである。

(1) 関連計画との整合性の確保

国土の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、国土強靱化に関する計画、地域計画等関連する計画との整合性を確保する。

(2) 関係行政機関との連携調整

海岸に関係する行政機関と十分な連携と緊密な調整を図る。

(3) 地域住民の参画と情報公開

計画の策定段階で必要に応じ開催される公聴会等だけでなく、計画が実効的かつ効率的に執行できるよう、実施段階においても適宜地域住民の参画を得る。また、計画の策定段階から、計画の実現によりもたらされる防護、環境及び利用に関する状況について必要に応じ示す等、事業の透明性の向上を図るため、海岸に関する情報を広く公開する。

(4) 計画の見直し

地域の状況変化や社会経済状況の変化等に応じ、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容等を点検し、適宜見直しを行う。

1-3. 海岸保全基本計画策定の流れ

海岸法では、都道府県が海岸保全基本計画を定めようとする場合、または変更する場合において、関係市町村長の意見を聴くこととされており、必要があると認めるときは、学識経験者の意見を聴くこととされています。

また、計画のうち「海岸保全施設の整備に関する事項」について、案を作成しようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ関係住民の意見を聴くこととされています。

本県では、上記の手続きを踏まえ、平成15年6月に定めた海岸保全基本計画を今回変更するにあたり、3名の学識者から御意見をいただくとともに、パブリックコメントにより県民から御意見をいただきました。

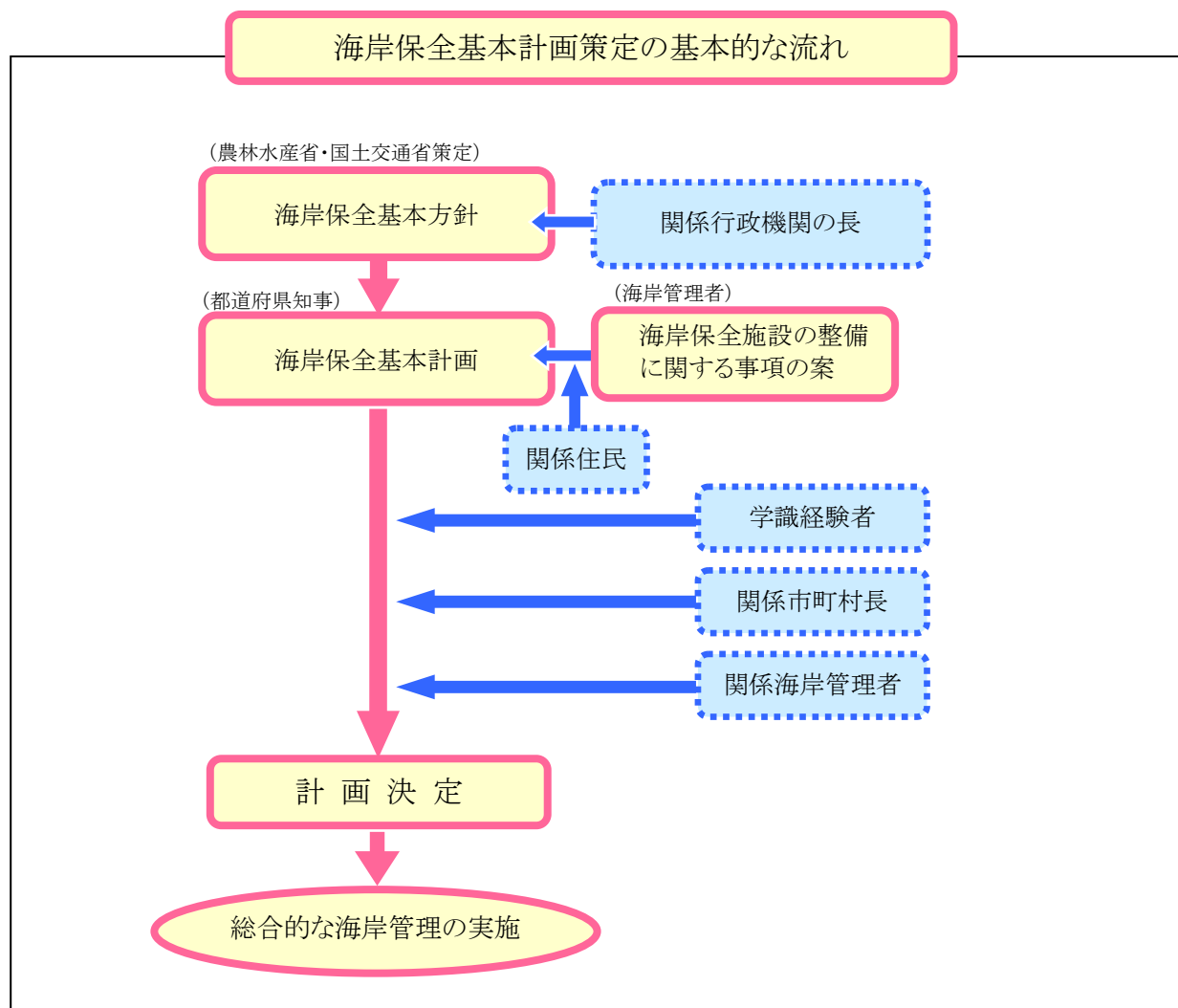


図-1 海岸保全基本計画策定の基本的な流れ

【現計画(平成15年6月)】

1. 陸奥湾沿岸海岸保全基本計画の概要	1-1 目的	東日本大震災の教訓及び海岸法の改正等、海岸保全基本計画の変更に至る経緯を追加
1-2 海岸保全基本方針の概要	1-3 対象範囲	
2. 海岸の保全に関する基本的な事項	2-1 海岸の概要	海岸の地形的特徴及び海岸保全の経緯を統合し、海岸の概要とした
2-1-1 海岸保全の経緯	2-1-2 海岸に対するイメージ	
2-2 自然的特性	2-2-1 気象・海象	2-2-2 地勢
2-2-3 河川	2-2-4 江線地形	
2-2-5 自然公園・天然記念物	2-3 社会的特性	地震・津波について、津波浸水想定の設定等を追加
2-3-1 人口	2-3-2 産業	
2-3-3 交通	2-3-4 歴史・文化財	
2-3-5 関連する法規制	2-3-6 関連する諸計画	
2-4 海岸防護の現況	2-4-1 海岸防護の現況	環境省の干潟調査結果(平成19年)等を追加
2-4-2 海岸防護に対する沿岸住民の意識	2-5 海岸環境の現況	津波の防護については、二つのレベルの津波を想定し、海岸保全施設による防護及びソフト対策も組み合わせた多重防備と、対策方法を明確化。また海岸保全施設の維持管理は、予防保全の考え方を基本とすること等を追加
2-5-1 海岸環境の現況	2-5-2 海岸環境に対する沿岸住民の意識	
2-6 海岸利用の現況	2-6-1 海岸利用の現況	地域住民との連携にあたり、海岸協力団体制度も活用することを追加
2-6-2 海岸利用に対する沿岸住民の意識	2-7 海岸の保全の方向に関する事項	
2-7-1 沿岸の特性総括	2-7-2 海岸の保全の基本理念	
2-7-3 海岸の保全に関する基本方針	2-8 海岸の防護に関する事項	
2-8-1 海岸の防護の目標と防護水準	2-8-2 防護の目標を達成するための施策	
2-9 海岸環境の整備及び保全に関する事項	2-9-1 海岸環境の整備および保全のための施策	
2-10 海岸における公衆の適正な利用に関する事項	2-10-1 公衆の適正な利用を促進するための施策	
2-11 ゾーン区分とゾーン毎の方向性	3. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項	
3-1 海岸保全施設の整備の考え方	3-2 海岸保全施設の種類および配置	
3-3 海岸保全施設の種類および規模等	3-4 受益地域の状況	
3-5 地域との連携	4. 計画の見直し時期と対処	

【主な変更内容】

【変更案】

1. 海岸保全基本計画の基本的な考え方	1-1 海岸保全基本計画の概要	
1-2 海岸保全基本方針の概要	1-3 海岸保全基本計画策定の流れ	
1-4 海岸保全基本計画の対象範囲	2. 海岸の保全に関する基本的な事項	
2-1 海岸の現況及び保全の方向に関する事項	(1) 海岸の現況	1) 海岸の概要 2) 自然的特性 3) 社会的特性
		4) 海岸防護の現況
		5) 海岸環境の現況
		6) 海岸利用の現況
		(2) 海岸の保全の方向性(基本理念)
2-2 海岸の防護に関する事項	(1) 海岸の防護の目標と防護水準	1) 防護すべき地域 2) 防護水準
		(2) 海岸の防護の目標を達成するための施策
	2-3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項	
	2-4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項	
	2-5. ゾーン区分とゾーン毎の方向性	
3. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項	3-1. 海岸保全施設の新設又は改良しようとする区域	「新設又は改良に関する事項」及び「維持又は修繕に関する事項」に細分
	(1) 海岸保全施設の種類、規模及び配置	
	(2) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況	
	3-2. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項	
	(1) 海岸保全施設の存する区域	
	(2) 海岸保全施設の種類、規模及び配置	
	(3) 海岸保全施設の維持又は修繕の方法	
4. 留意すべき重要事項	4-1 関連計画との整合性の確保	
	4-2 関係行政機関との連携調整	
	4-3 地域住民の参加と情報公開	
	4-4 計画の見直し	

上記の他、観測及び統計データ、並びに、市町村合併等の社会情勢の変化を反映し更新

※ 目次の構成は、国の海岸保全基本方針の「三 海岸保全基本計画の作成に関する基本的な事項」との整合を図り修正

1-4. 海岸保全基本計画の対象範囲

本計画の対象範囲は陸奥湾沿岸で、北海岬（むつ市脇野沢）から根岸（外ヶ浜町平館）までの総延長約 255km の海岸とします。

表-1 海岸保全基本計画の策定する沿岸域

沿岸名	区域		延長 (平成26年版海岸統計)	区域内市町村			
	起点	終点					
陸奥湾沿岸	北海岬	根岸	254,775m	むつ市 青森市	横浜町 蓬田村	野辺地町 外ヶ浜町	平内町

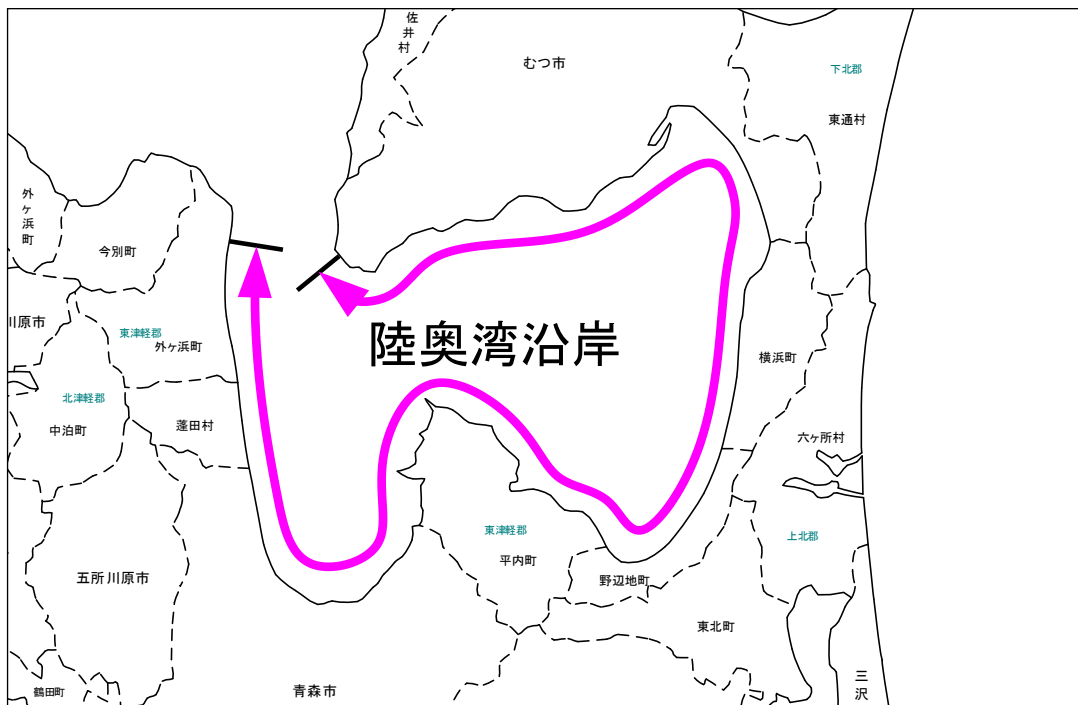


図-2 陸奥湾沿岸の対象範囲

2. 海岸の保全に関する基本的な事項

2-1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項

(1) 海岸の現況

1) 海岸の概要

陸奥湾沿岸は、北海岬（むつ市脇野沢）から根岸（外ヶ浜町平館）までの総延長約 255km の海岸であり、青森市、むつ市、平内町、外ヶ浜町、横浜町、野辺地町及び蓬田村の 2 市 4 町 1 村からなります。陸奥湾沿岸の中央西側は、県都青森市となっており、本県における社会、経済、文化の基盤をなしています。

陸奥湾沿岸では、下北半島国立公園に指定されている下北半島西端部や、浅虫夏泊県立自然公園に指定されている夏泊半島では岩礁海岸が見られますが、全体的には砂浜海岸が主体となっています。

また、大湊湾には、国内有数の砂嘴が形成されており、これに囲まれた芦崎湾は、毎年、潮干狩りを楽しむ多くの人々に利用されています。

陸奥湾の海岸整備は、昭和 30 年代初頭の相次ぐ季節風や台風等の被害を契機に、昭和 36 年に脇野沢漁港海岸、翌年に国直轄青森海岸に着手したのが始まりで、これまでに海岸堤防・護岸や離岸堤等による海岸保全施設の整備が進められてきました。

これらの海岸整備は、国土交通省水管理・国土保全局、同港湾局、農林水産省農村振興局及び同水産庁がそれぞれ所管しています（図-3 参照）。

表-2 陸奥湾沿岸における 3 省庁所管延長

	海岸線延長 (m)	海岸保全区域延長 (m)	海岸保全施設の 有施設延長(m)
青森県	789,633	409,147	260,450
陸奥湾沿岸	254,775	169,917	119,437
国土交通省 水管理・国土保全局所管	135,361	93,934	70,392
国土交通省 港湾局所管	62,780	37,467	24,962
農林水産省 農村振興局所管	2,365	2,365	2,383
農林水産省 水産庁所管	54,269	36,151	21,700

(平成26年版海岸統計)

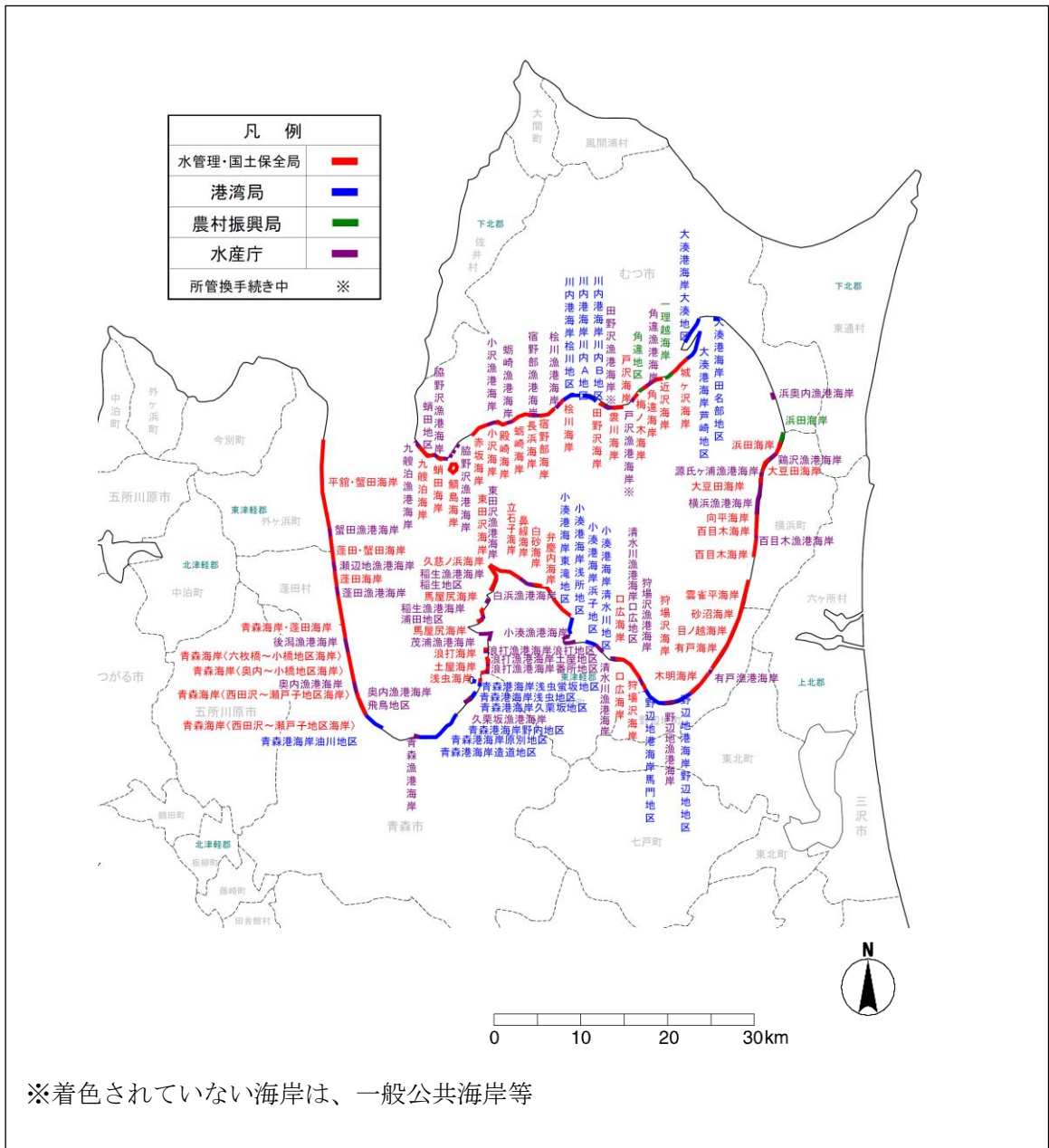


図-3 陸奥湾沿岸の海岸

2) 自然的特性

①気象

本県の気候は、概して、冷涼型の気候で、夏が短く、冬は寒さが厳しいことが特色となっています。しかし、山脈、半島、陸奥湾などの地形的な複雑さや海流の関係で、地域によってかなり気候に差があります。

一般に、陸奥湾沿岸は年平均気温も低めで、冬は県内でも多雪な地域となっています。

表-3 県内の主な観測点における観測結果

	平均気温		日照時間		降水量(総量)		最深積雪 (cm)
	4月～10月	11月～3月	4月～10月	11月～3月	4月～10月	11月～3月	
青森地方気象台(青森市)	17.2	1.5	1,350.7	384.3	779.5	704.0	91.0
むつ特別地域気象観測所(むつ市)	15.9	1.0	1,312.0	502.5	748.0	562.0	76.0
深浦測候所(深浦町)	17.0	2.3	1,277.5	236.7	1,071.0	553.5	40.0
八戸測候所(八戸市)	16.7	1.5	1,317.9	693.2	873.0	255.5	61.0

(平成26年気象庁月報)

②海象

図-4 に、青森港における風向分布及び波高、周期階級別出現頻度を示します。陸奥湾内での潮位変動は、平成7年から平成16年までの平均で、気象庁観測地点の青森において約0.8mとなっており、国土地理院観測地点の浅虫の既往最高潮位は、T.P. +1.010mとなっています。波浪は、湾口が狭いため、外海からのうねりの影響は湾口付近に止まり、湾内で発生する風波の来襲が主となっています。そのため、冬季には湾内東沿岸に西寄りの高波浪が来襲し、湾内西沿岸ではヤマセによる北東の高波浪が来襲します。波高は、太平洋や日本海に面する区域に比較して小さくなっています。

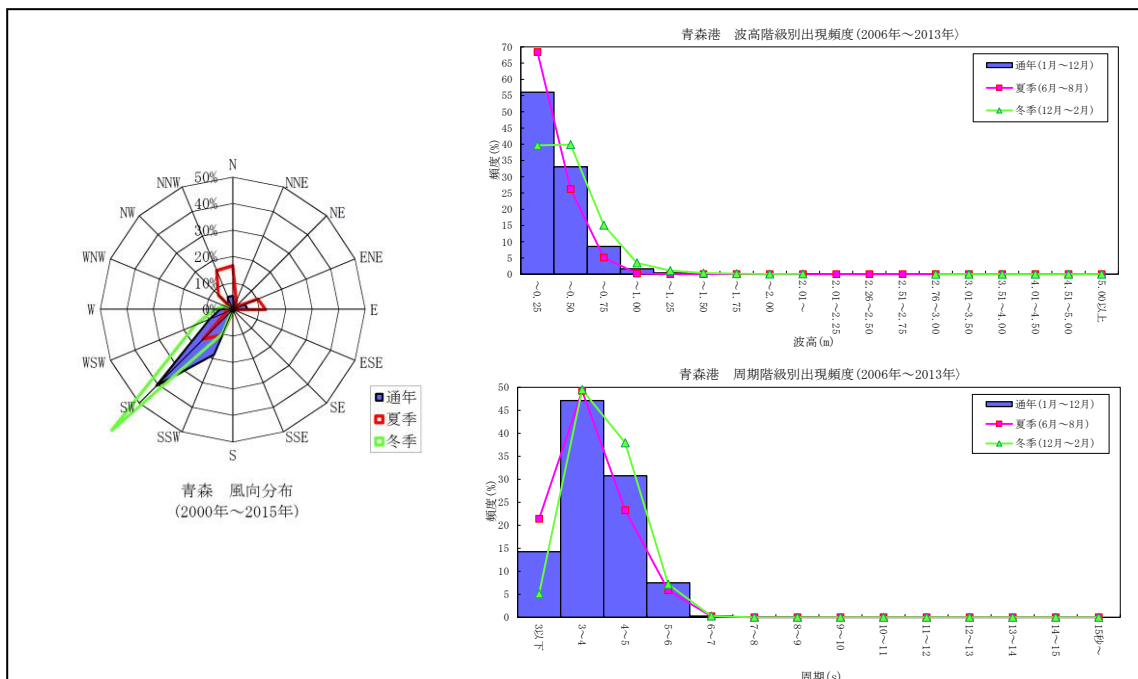
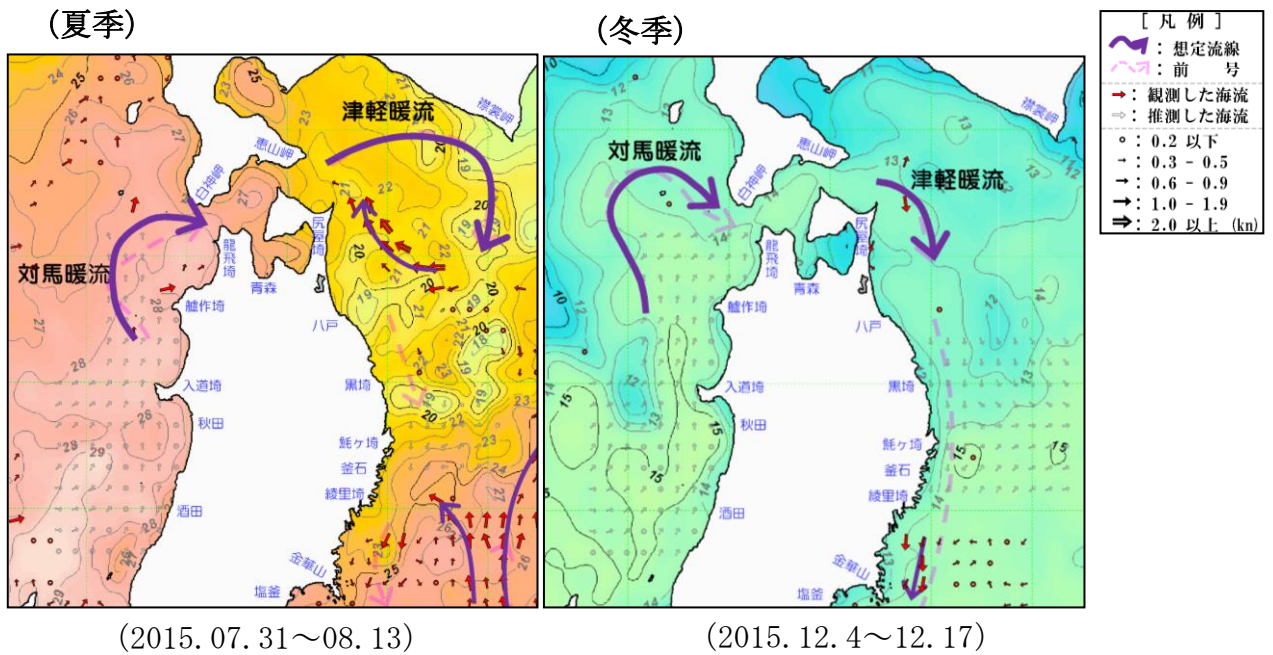


図-4 沿岸の主な地点における風向・波高状況

図-5に、海上保安庁による「海洋速報 海流図」を示します。

日本海を北上した対馬暖流の一部が津軽海峡に流入し、その一部は津軽半島東岸に沿って南下し陸奥湾に流入した後、さらにむつ市方向に北上して湾口から流出する一つの還流をなしていると推定されます。

また、津軽海峡内は日本海の潮位と太平洋側の潮位との水位差や潮流の影響により、転流、憩流もあり、逆流も見られます。



資料：「海洋速報 海流図 海上保安庁」

図-5 青森県周辺の海流

③地形・地質

奥羽山脈が県の中央を南北に走り、八甲田火山群に代表される中央山地を形成し、夏泊半島まで続いています。下北半島は、釜臥山をはじめそのほとんどが陸奥湾を挟んで中央山地から続く下北山地を形成しています。

また、中央山地の北端には青森市を中心とした青森平野、下北半島の頸部には田名部川流域に田名部低地帯が形成されています。

陸奥湾は、下北半島、津軽半島に囲まれ、湾中央に凸上にせり出た夏泊半島により大きく2つの湾に分けられています。湾内の海底地形は、非常に平坦で水深も50m程度と非常に浅いです。

地質の基盤を構成するのは古生代・中世代に形成された地層（先第三系）で、その上位に新第三系、第四系の完新統が分布しており、夏泊から下北半島西部にかけての山地には新第三系を特徴づけるグリーンタフが分布しています。また、完新統は礫、砂、粘土からなり、河川流域や海岸域に発達し平野を構成しています。

表-4 沿岸における主な山岳

山地名	山岳名	標高
下北半島	燧岳	781 m
	釜臥山	878 m
	桑畑山	400 m
	吹越烏帽子	508 m
津軽半島	丸屋形岳	718 m
	四ッ滝山	670 m
奥羽山脈北部	八甲田山<大岳>	1,585 m
	八甲田山<高田大岳>	1,552 m

(国土地理院)

④河川

青森県内には、一級河川 3 水系、二級河川 79 水系をはじめとして多くの河川があります。

陸奥湾沿岸には、一級河川はなく特に流域の大きな河川は見られません。二級河川は、中央山地から陸奥湾に注ぐ堤川・野辺地川や、下北半島の田名部川・川内川等があります。

青森県の各沿岸に流入する河川の位置図は図-6 に示すとおりです。

表-5 沿岸における主な河川

沿岸名	指定区分	水系名	区域延長 (支川も含む)
陸奥湾沿岸	二級河川	堤川	61 km
		野辺地川	24 km
		田名部川	47 km
		川内川	38 km

(平成22年度河川調書)

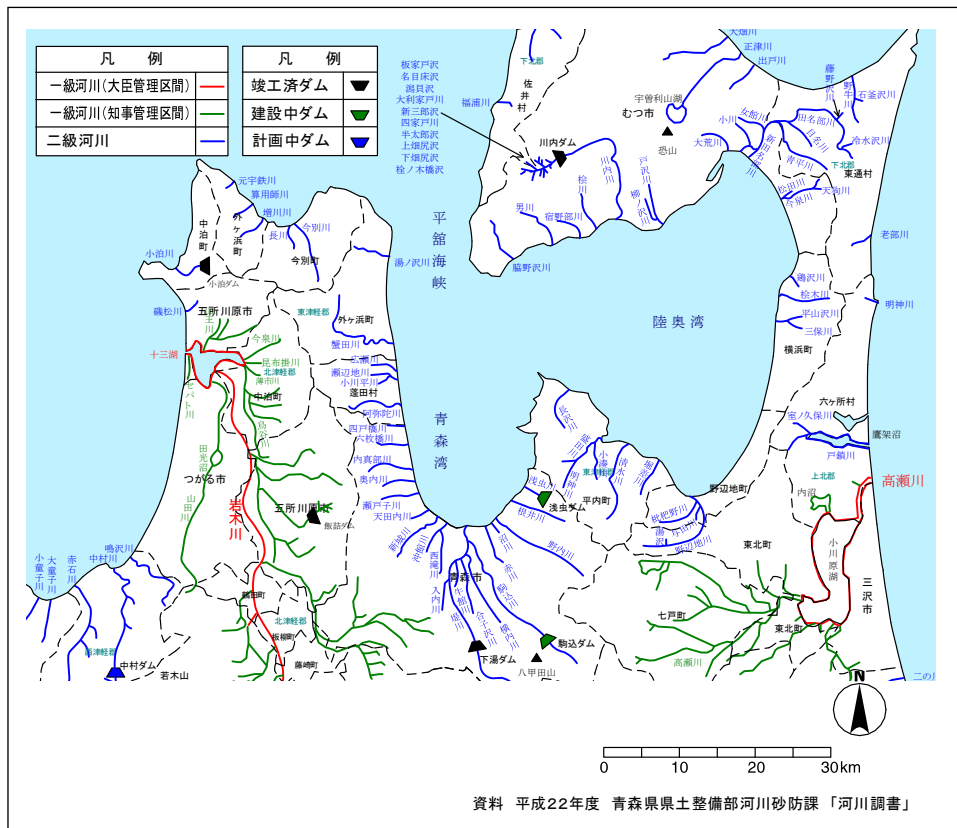


図-6 沿岸の河川

3) 社会的特性

①人口

青森県の人口は、全体で約 131 万人、うち沿岸市町村人口は約 84 万人となっており、県人口の約 64%を占めています。

陸奥湾沿岸市町村の人口は約 38 万人となっており、県全体人口の約 29%、県沿岸市町村人口の約 46%を占めています。沿岸には青森市・むつ市があり、両市の人口は沿岸人口の 90%にのぼっています。

また、県全体の人口密度が 136 人/km² に対し、陸奥湾沿岸は 159 人/km² と県全体より高くなっていますが、沿岸の町村部のみでは 52 人/km² と低くなっています。

表-6 沿岸市町村の人口

	人口	人口密度 (人/km ²)
青森県	1,308,265	136
うち沿岸市町村	841,625	149
陸奥湾沿岸	384,436	159
青森市	287,648	349
むつ市	58,493	68
町村部	38,295	52

(平成27年国勢調査)

②産業

青森県の就業人口は、全体で約 63 万人、うち沿岸市町村の就業者人口は約 40 万人となっており、県全体の 63%を占めています。

陸奥湾沿岸市町村の就業者人口は約 18 万人となっており、県全体の 28%、県沿岸市町村の 45%を占めています。産業別では、第一次産業が 5%、第二次産業が 16%、第三次産業が 79%という構成になっており、県全体の構成と比較すると、第一次産業の割合が低く第三次産業の割合が高くなっています。

産業による総生産高については、青森市が突出しており 9,976 億円となっているほか、むつ市が 1,823 億円、その他の町村は 126~351 億円程度となっています。第一次産業比は、青森市・むつ市・野辺地町では県全体の割合より低くなっていますが、その他の町村は高く、うち横浜町・蓬田村は農業が大勢を占め、外ヶ浜町・平内町は水産業が大勢を占めています。

表-7 沿岸市町村の産業構成

	推計就業者数（平成25年度）				市町村内総生産（平成25年度）			
	総数	第一次産業	第二次産業	第三次産業	総数	第一次産業	第二次産業	第三次産業
青森県	630,987	79,334	119,445	432,208	4,411,514	172,354	945,032	3,308,128
うち沿岸市町村	397,549	32,091	76,429	289,201	3,121,368	86,247	728,096	2,307,025
陸奥湾沿岸	177,685	9,476	27,767	140,163	1,291,209	25,058	148,187	1,117,964
青森市	129,479	3,930	17,634	107,914	997,578	7,931	99,919	889,728
むつ市	28,544	1,472	5,832	21,240	182,259	4,553	18,096	159,610
町村部	19,662	4,075	4,300	11,009	111,372	12,574	30,172	68,626

（平成25年度市町村民経済計算）

水産業について、平成 27 年青森県海面漁業に関する調査結果書（属地調査年報）によると、青森県全体の漁獲数量は 25 万トン、漁獲金額は 529 億円を数え、全国有数の水産県となっています。

沿岸では、静穏な海域環境を利用して、ほたて養殖漁業が盛んに営まれており、全国有数の生産地となっています。陸奥湾内での水産物はほとんどが「ほたて」となっています。そのほか「なまこ」「ほや」「とげくりがに」等も重要な魚種となっています。

③交通

陸奥湾沿岸の幹線道路としては、外ヶ浜町平館方面から青森市に至る国道 280 号、青森市から野辺地町に向かう国道 4 号、野辺地町からむつ市に向かう国道 279 号、むつ市街からむつ市脇野沢に向かう国道 338 号があります。また、夏泊半島の海岸沿いは県道夏泊公園線が通っています。鉄道については、青森市から津軽半島東岸を北上する JR 津軽線、青森市から野辺地町まで青い森鉄道線、野辺地町からむつ市まで JR 大湊線が通っています。

そのほか、青森港から北海道に向けてカーフェリーが就航しているほか、脇野沢漁港～蟹田漁港間にもカーフェリーが就航しています。さらに、青森港から脇野沢漁港・牛滝漁港・福浦漁港を経由して佐井漁港まで至る旅客船航路も就航しています。

④歴史・文化財

陸奥湾沿岸の市町村では、国指定の文化財・史跡が平成 26 年度末現在で 16 件あります。青森市には、特別史跡の三内丸山遺跡をはじめとする縄文遺跡やその出土品があります。また、古くから下北半島の中心地となっていたむつ市には、重要文化財（建造物）に指定されている旧大湊水源地水道施設などがあります。

さらに、県指定のものは 55 件あり、縄文式土偶などの遺跡出土品や仏教芸術、下北各地に伝わる山車行事などの地域伝統行事・伝統芸能が多くなっています。

⑤関連する法規制（自然環境保全に関する法的規制等）

・自然公園

自然公園は優れた自然を守り、広く保健休養の場として利用していくために、自然景観の優れた地域を「自然公園法」に基づき指定するもので、地域区分に応じ土地利用などについて規制しています。青森県は、自然環境に恵まれ、国立公園が2地域、国定公園が2地域、県立自然公園が7地域指定されています。これらの総面積は約11万5千haになります。

・自然環境保全地域

自然環境保全地域は、豊かな自然環境を保護し、豊かな生態系とそこに生息する野生生物を守っていくために「自然環境保全法」および「青森県自然環境保全条例」に基づき指定される地域で自然公園と同様、地域区分に応じ土地利用などについて規制しています。青森県には国指定、県指定あわせて10地域が指定されており、総面積は1万5千haになります。

・鳥獣保護区

鳥獣の保護繁殖を図るために「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」に基づき設定されるもので、鳥獣の捕獲が規制されるほか、特別保護地区では土地利用について規制しています。青森県内には平成26年度現在99箇所の鳥獣保護区が設定されており、その総面積は15万4千ha、そのうち2万2千haが特別保護地区に設定されています。

・保護林

保護林は、原生的な森林生態系の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業や管理技術の発展などを目的として「保護林制度」に基づき管理を行う国有林で、伐採等が制限されます。青森県には全部で21箇所の保護林があり、その合計面積は3万haになります。

・青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例

本県の森林、河川及び海岸（以下「ふるさとの森と川と海」という。）が、農林水産業の生産活動及び人の生活と結び付いて、様々な祭礼・伝統漁法・風俗習慣などの地域文化を形成していることから、ふるさとの森と川と海の保全及び創造を図り、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として平成13年12月21日に制定された条例です。

以上の他、自然環境保全に関する法的規制区域には保安林制度の風致保安林、青森県開発規制区域、青森県緑地保全地域があり、それぞれ樹木の伐採等土地利用について規制しています。

4) 海岸防護の現況

①高潮・侵食等の現況

・公共土木施設災害（海岸災害）の状況

高潮・高波および地震・津波による主な海岸災害の発生状況は、表-8 に示すとおりです。

台風や暴風雨による被害、冬季風浪による被害が多く見られます。

表-8 沿岸における主な公共土木施設災害の実績

被災年次	市町村名	被災状況(被災施設)	災害名
昭和34年6月10日～12日	蓬田村、青森市	突堤、護岸	風浪による災害
昭和34年9月17日～19日	外ヶ浜町、蓬田村、むつ市、大間町	護岸、突堤	台風第14号
昭和34年9月26日～27日	外ヶ浜町、平内町	護岸、突堤	台風第15号
昭和35年5月24日	青森市	護岸	チリ地震津波
昭和35年10月20日～22日	蓬田村	護岸	台風第24号
昭和36年1月4日～27日	横浜町、青森市、平内町	護岸、突堤	冬季風浪災害
昭和36年5月29日～30日	むつ市	護岸、	風浪による災害
昭和37年1月2日～3日	青森市、蓬田村	護岸、突堤	冬季風浪災害
昭和38年1月6日～8日	外ヶ浜町、青森市、	護岸、導流堤	冬季風浪災害
昭和39年1月31日～2月2日	蓬田村、青森市、平内町、むつ市	護岸、突堤	冬季風浪災害
昭和39年3月21日～22日	平内町	護岸	冬季風浪災害
昭和40年1月8日～9日	野辺地町、平内町	護岸	冬季風浪災害
昭和40年9月17日～18日	青森市、野辺地町、むつ市	護岸、突堤	台風第24号
昭和41年1月4日～8日	外ヶ浜町、青森市、平内町、横浜町 むつ市	護岸	冬季風浪災害
昭和42年9月21日～22日	外ヶ浜町	護岸	台風第27号
昭和43年5月16日	青森市、平内町、野辺地町、むつ市	護岸	十勝沖地震
昭和43年8月21日～22日	外ヶ浜町、横浜町、むつ市	護岸	豪雨災害
昭和44年12月3日	むつ市	堤防	冬季風浪災害
昭和47年2月27日～28日	むつ市	護岸	低気圧による災害
昭和47年9月17日	むつ市	護岸	台風第20号
昭和48年8月18日～19日	むつ市	防潮堤	低気圧による災害
昭和48年12月22日～23日	むつ市	導流堤	暴風雪による災害
昭和50年8月23日	青森市	防潮堤	台風第6号
昭和54年3月11日	蓬田村	護岸	冬季風浪災害
昭和55年1月31日	野辺地町	護岸	風浪による災害
昭和55年8月27日～30日	むつ市	導流堤	低気圧の大雨と風浪による災害
昭和55年10月22日～27日	横浜町、青森市	護岸	風浪による災害
昭和56年8月21日～23日	外ヶ浜町、蓬田村、むつ市	護岸	台風第15号
昭和58年5月26日	外ヶ浜町、蓬田村、青森市、平内町 野辺地町、むつ市	護岸、離岸堤、堤防	日本海中部地震
昭和59年4月5日～6日	むつ市	護岸	融雪による災害
昭和60年9月1日	むつ市、蓬田村、外ヶ浜町	離岸堤、消波工、護岸	台風第13号による強風災害
昭和60年10月8日	青森市	護岸	風浪による災害
昭和62年2月25日～26日	横浜町	護岸	強風と波浪による災害
昭和62年8月4日～6日	むつ市	護岸	大雨災害
昭和62年8月31日～9月1日	横浜町	離岸堤	強風による波浪災害
平成2年8月25日～27日	むつ市	護岸	波浪災害
平成2年10月26日～27日	青森市、横浜町	離岸堤、護岸	波浪災害
平成2年11月30日～12月3日	平内町、むつ市、青森市、外ヶ浜町	護岸、離岸堤	大雨強風波浪災害
平成6年2月21日～24日	横浜町	離岸堤	冬季風浪災害
平成7年11月7日～9日	横浜町	離岸堤	発達した低気圧による暴風雪と沿岸波浪災害
平成11年9月23日～25日	外ヶ浜町、蓬田村	離岸堤	台風第18号
平成14年10月1日～2日	横浜町	堤防	台風第21号
平成16年9月4日～8日	野辺地町	護岸	台風第18号
平成21年2月20日～21日	野辺地町	護岸	冬季風浪災害
平成24年11月2日	横浜町	離岸堤	風浪災害

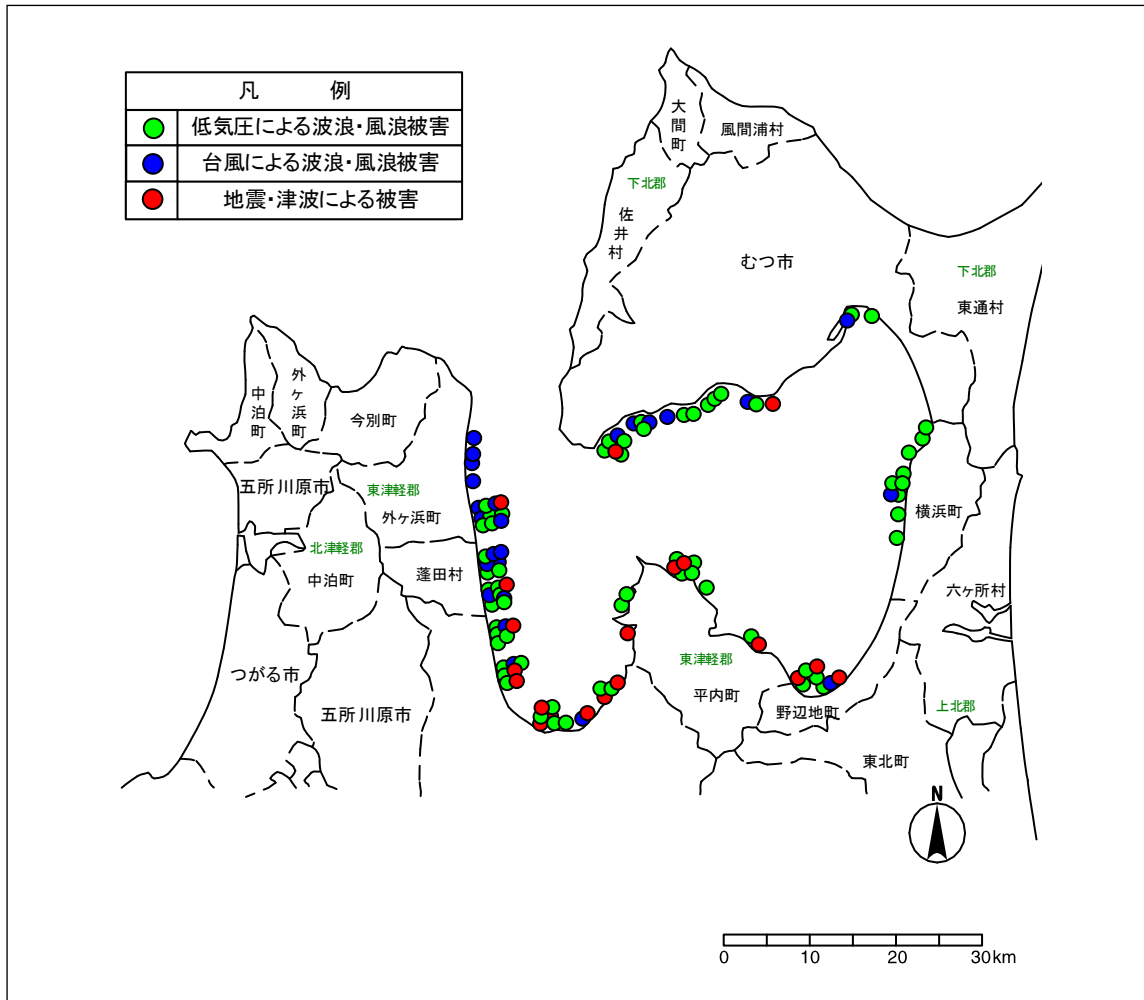


図-7 海岸構造物被災位置

・侵食

陸奥湾沿岸において、侵食状況について特に監視が必要な海岸は、図-8に示すとおりで、むつ市から野辺地町にかけての砂浜海岸です。また、これ以外の海岸についても、巡視等を通して侵食状況の把握に努めています。

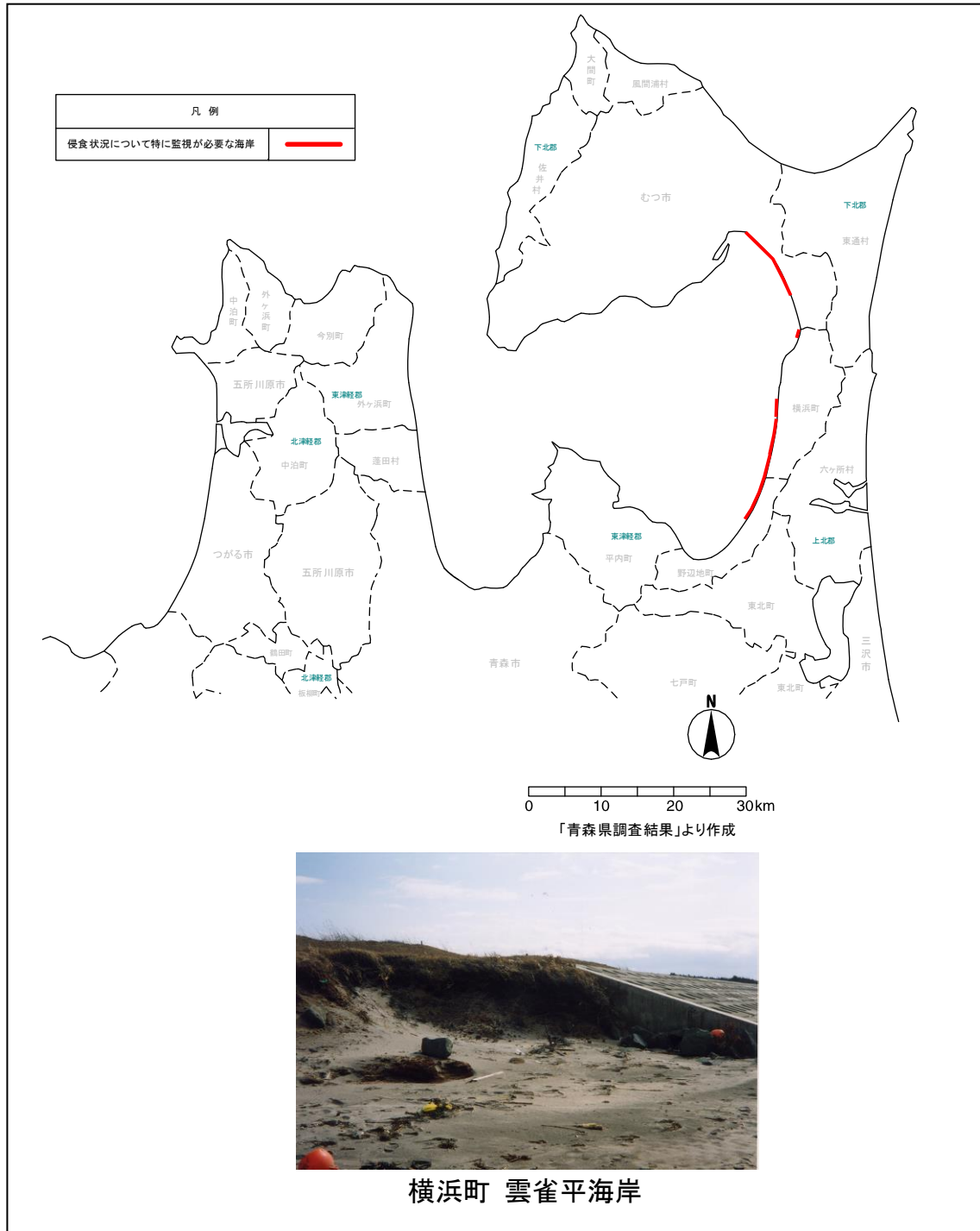


図-8 沿岸の侵食状況

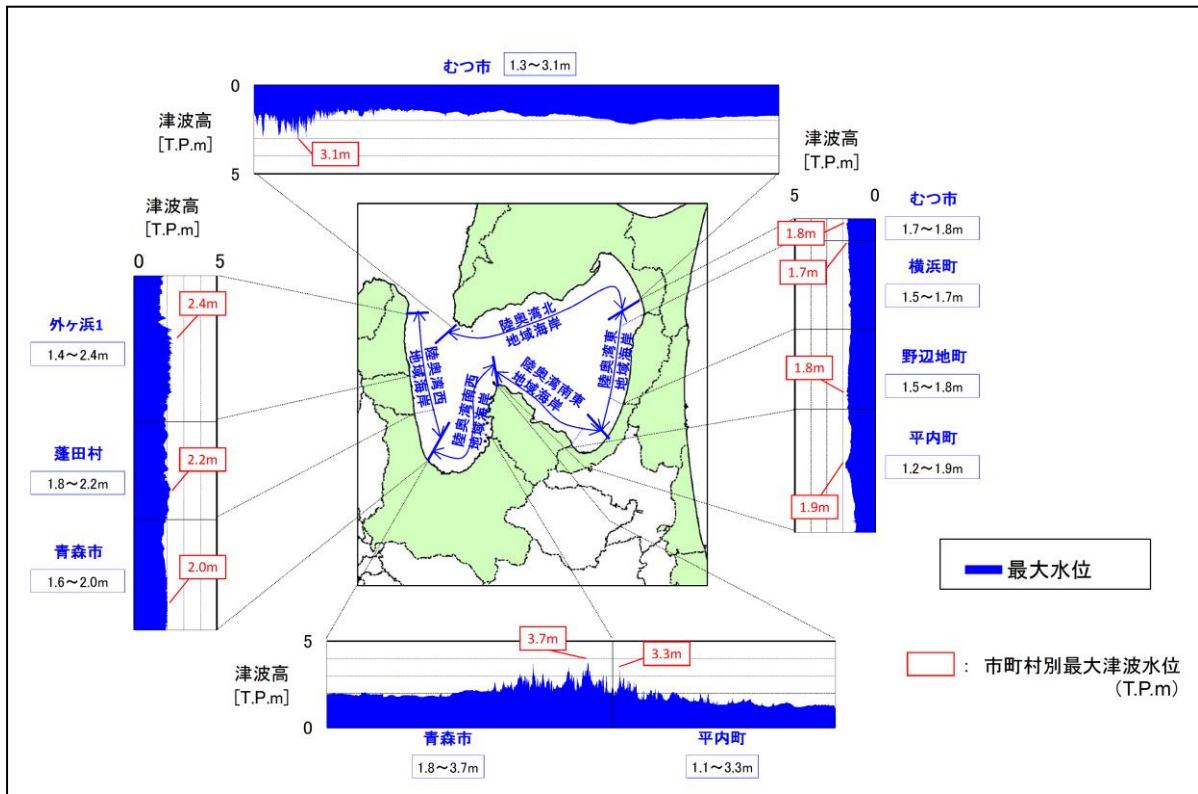


図-10 想定される最大津波水位

表-10 「平成 25 年度 青森県地震・津波被害想定」の概要

項目		被害内容
建物	全壊 (棟)	22,000
	半壊 (棟)	42,000
人的	死者 (人)	2,900
	負傷者 (人)	10,000

(内陸直下型地震による青森県全域の被害について記載)

③海岸保全施設の現況

堤防・護岸の現況天端高及び計画天端高の状況は、図-11 に示すとおりです。

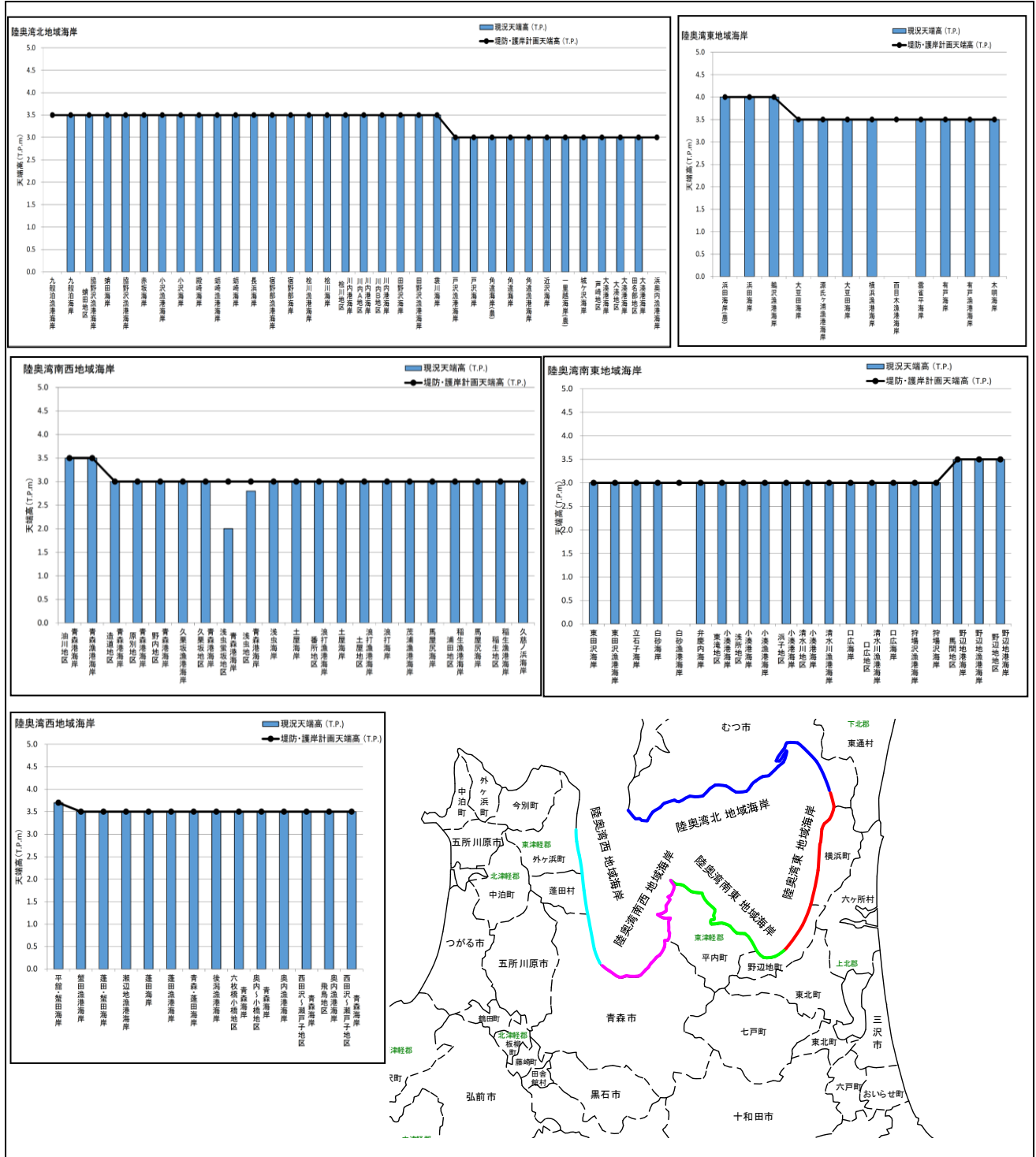


図-11 堤防・護岸の現況天端高の状況

また、堤防・護岸における整備後の経過年数の状況は、図-12 に示すとおりです。

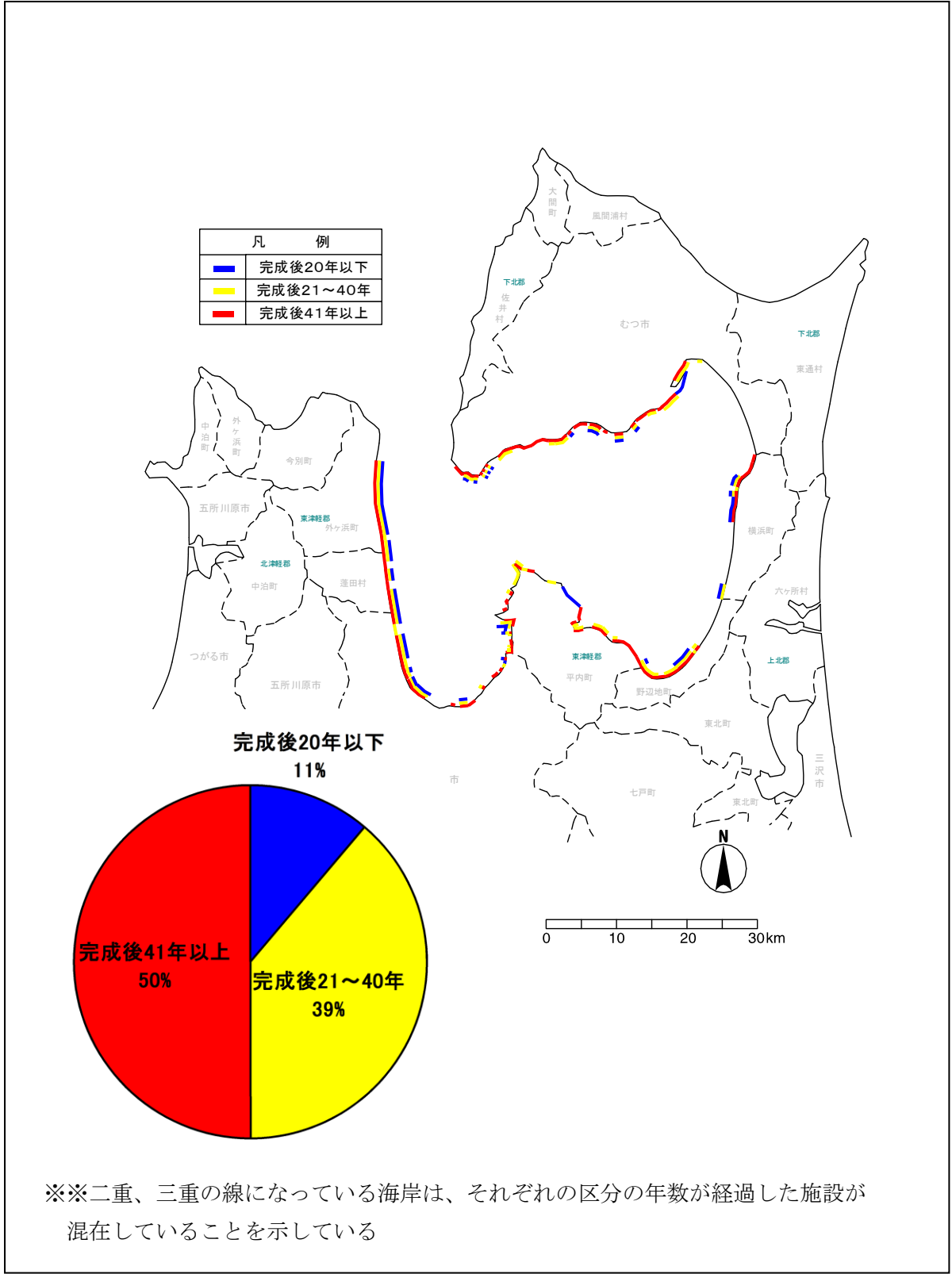


図-12 海岸保全施設の経過年数の状況

④防災体制の現況

沿岸市町村における高潮や津波に対する防災体制の現況は、表-11 に示すとおりです。

表-11 沿岸市町村の防災体制

市町村	防災無線の配備状況	防災訓練・津波避難訓練の実施状況(※1)	津波ハザードマップの作成状況(※2)
外ヶ浜町	○	○	○
蓬田村	○		
青森市	○		○
平内町	○	○	○
野辺地町	○		○
横浜町	○	○	
むつ市	○	○	○

(※1) 平成25年度における実施状況を記載

(※2) 平成28年4月時点における作成状況を記載

5) 海岸環境の現況

①自然公園・天然記念物

陸奥湾沿岸は、下北半島西端部が下北半島国定公園に指定されているほか、平内町の浅所海岸は、ハクチョウの渡来地として国の特別天然記念物に指定されています。さらに、国の天然記念物に指定されているカモシカが広い範囲で生息しています。

また、これらの自然は、沿岸における重要な観光資源ともなっています。

表-12 沿岸における自然公園等

指定区分	名称	指定年月日	関係市町村
国定公園	下北半島	昭和43年7月22日	むつ市 東通村 佐井村 大間町
海中公園	鯛島	昭和50年12月11日	むつ市
県立自然公園	浅虫・夏泊	昭和28年6月10日	青森市 平内町
特別天然記念物	小湊のハクチョウおよびその渡来地	大正11年3月8日	平内町
天然記念物	ツバキ自生北限地帯	大正11年10月12日	平内町
天然記念物	下北半島のサルおよびサル生息北限地	昭和45年11月11日	むつ市 佐井村 大間町
県天然記念物	大湊湾の白鳥	昭和35年6月24日	むつ市

※天然記念物については地域が指定されているもののみ記載

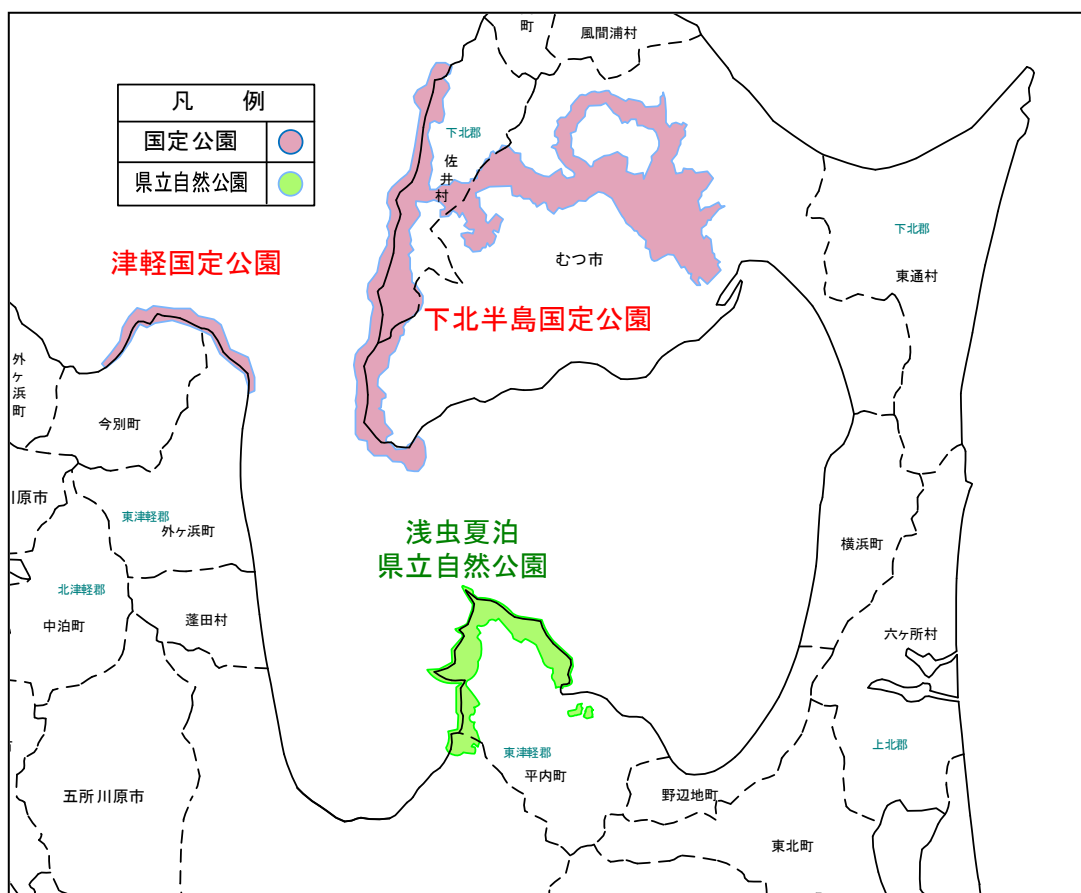


図-13 沿岸の自然公園等

②植物

下北半島の柄の部分にあたる西側の海岸の砂浜にはハマナス、ハマヒルガオ、ハマボウフウなどの海浜植生が見られます。また、むつ市脇野沢の海崖にはコハマギクや、むつ市城ヶ沢には海岸林としては珍しいアカマツ林が見られます。夏泊半島には、ヤブツバキの群落が見られ、ツバキ自生北限地帯となっています。

沿岸のほぼ全域に渡ってアマモ場が分布しており、青森湾の東側沿岸はアマモ、コアマモ、スゲアマモが、野辺地湾ではスゲアマモが生育しています。さらに、陸奥湾南部はウミヒルモの離れた北限であり、貴重な藻場となっています。また、陸奥湾海域では、スゲアマモを中心としたアマモの移植も行われています。

③動物

平内町の浅所の海岸は貴重な干潟となっており、多くの底生生物や、鳥類の生息地となっており、冬になるとオオハクチョウが渡来します。

小湊浅所は、河口干潟と前浜干潟を合わせ持ったような地形で、最大で46haほどの砂質の干潟です。表層にはホソウミニナが多く、アナジャコ類の巣穴も多く観察されます。底土中には多様な多毛類が生息しています。また、東北地方では、小湊浅所でのみ、ヒモイカリナマコが確認されています。



写真-1 沿岸に生息・生育する主な動植物

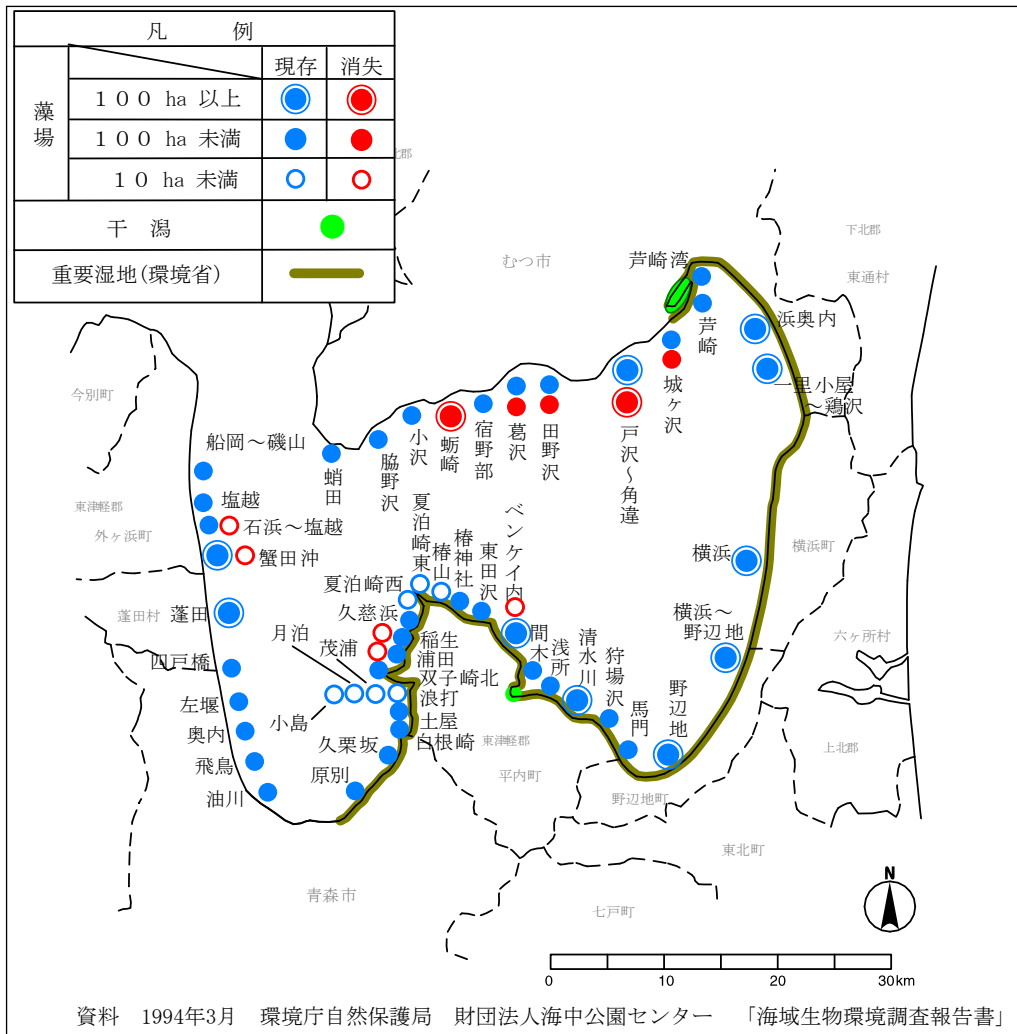


図-14 沿岸の藻場の状況

④沿岸の主な自然景観

陸奥湾沿岸は、外海の荒々しさを感じさせるむつ市脇野沢の岩礁海岸、白鳥の集う浅所海岸や芦崎湾、山と海の豊かな景観が見られる夏泊半島などの豊かな自然景観を有しています。

また、北部が下北半島国定公園に、夏泊半島が浅虫夏泊県立自然公園に指定され、周辺を下北半島、津軽半島に囲まれた自然景観の豊かな海岸です。



①大島（平内町）



②椿山（平内町）



③浅所海岸（平内町）



④芦崎湾（むつ市）



⑤鯛島（むつ市）

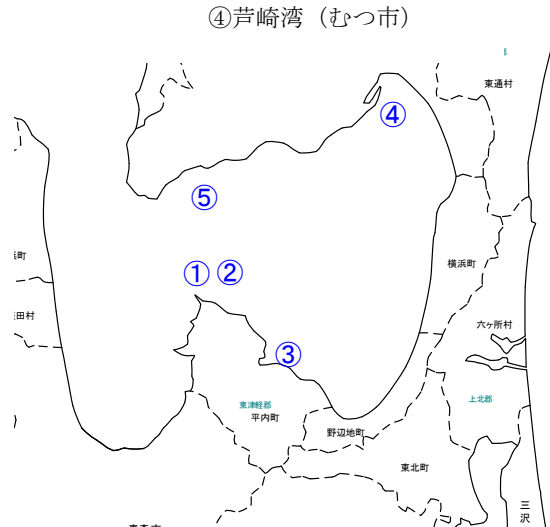


図-15 沿岸の主な自然景観

⑤海域の水質

陸奥湾沿岸の水質汚濁状況が把握できる水質環境基準点と、その類型指定状況、海域 COD と河川 BOD の経年変化は図-16 のとおりです。

陸奥湾沿岸は、概ね良好な水質は維持されているものの、海水の滞留しやすい湾奥においては COD 濃度がやや増加傾向にあります。

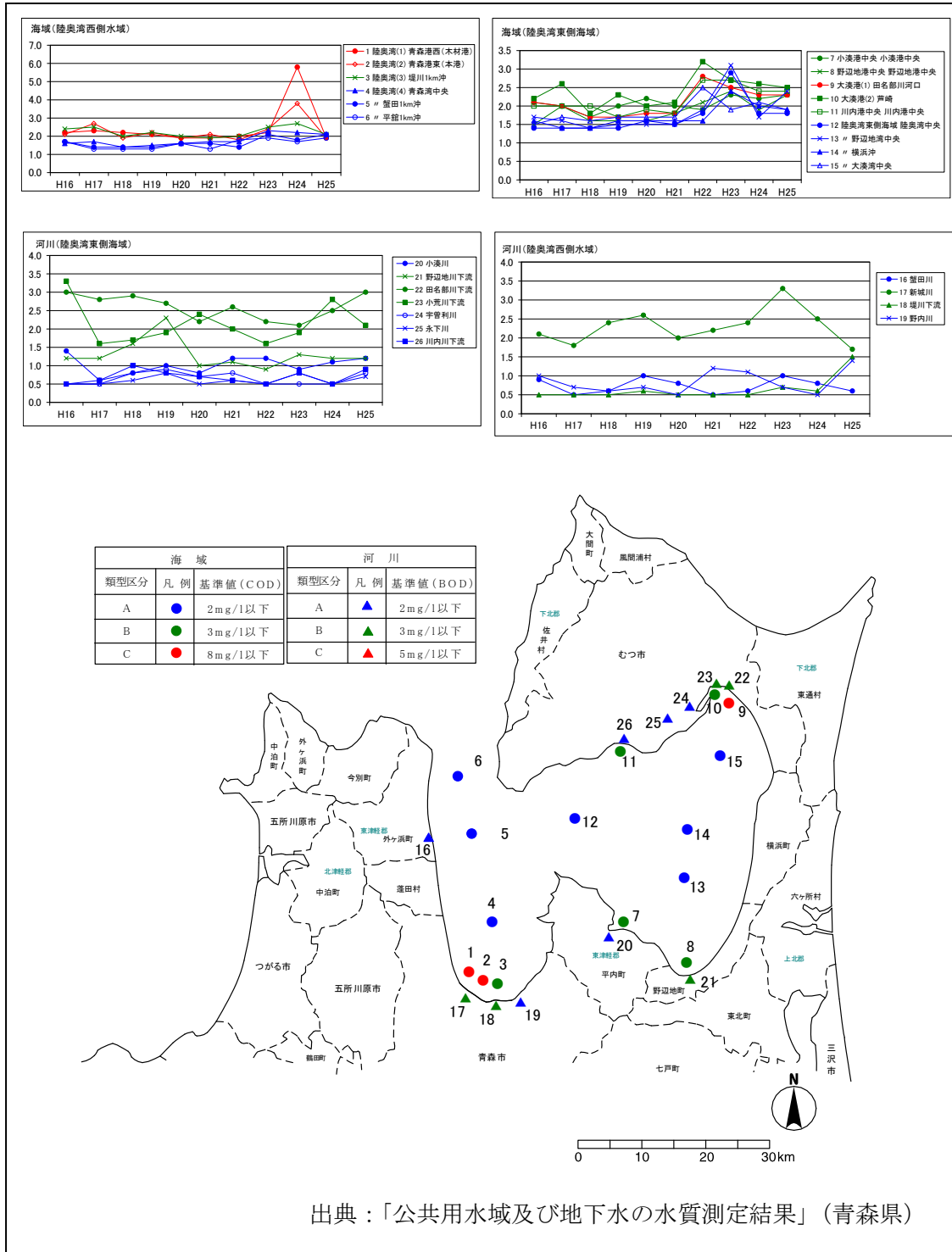


図-16 沿岸の水質環境の状況

⑥海岸の漂着ゴミの状況

全国的に、海岸漂着物が社会問題になっている中、陸奥湾沿岸においても、海岸漂着物の回収・処理が課題となっています。これまで、沿岸各地で海岸漂着物の回収・処理が行われてきましたが、依然として多量のごみが漂着している地域があります。

平成 21 年 7 月に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（海岸漂着物処理推進法）が施行され、国、県及び市町村等関係主体の役割や処理責任が明確化されました。

県では、住民及び民間の団体並びに関係する行政機関及び地方公共団体等で構成する「青森県海岸漂着物対策推進協議会」を設置し、海岸漂着物対策の推進に係る連絡調整等を行いながら、県及び市町村が、地域住民や関係団体等の協力の下、回収・処理事業を実施しています。

6) 海岸利用の現況

①祭り・イベント

陸奥湾沿岸市町村の海岸で開催されている祭り、イベント等は以下に示すとおりです。



①外ヶ浜町港まつり（外ヶ浜町）



②玉松海水浴場・海まつり
（蓬田村）



③青森ねぶた祭り：海上運行
（青森市）



④浅虫花火大会（青森市）



⑤白鳥まつり（平内町）



⑥のへじ祇園まつり（野辺地町）



⑦芦崎湾潮干狩り（むつ市）

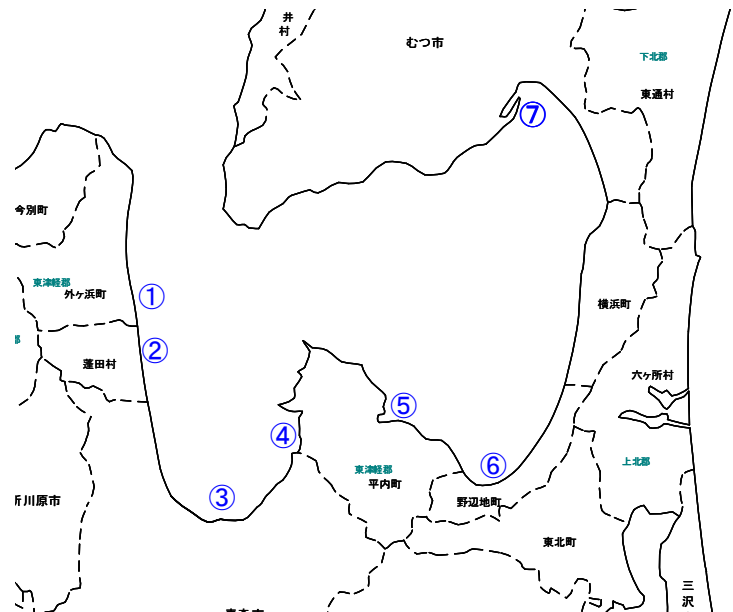


図-17 沿岸の主な祭りイベント

②レクリエーション

海岸のレクリエーション利用の主なものは、海水浴、キャンプ、釣りといったものです。以下に主な海水浴場及びキャンプ場の位置を示します。



①観瀾山公園海水浴場（外ヶ浜町）



②玉松海水浴場（蓬田村）



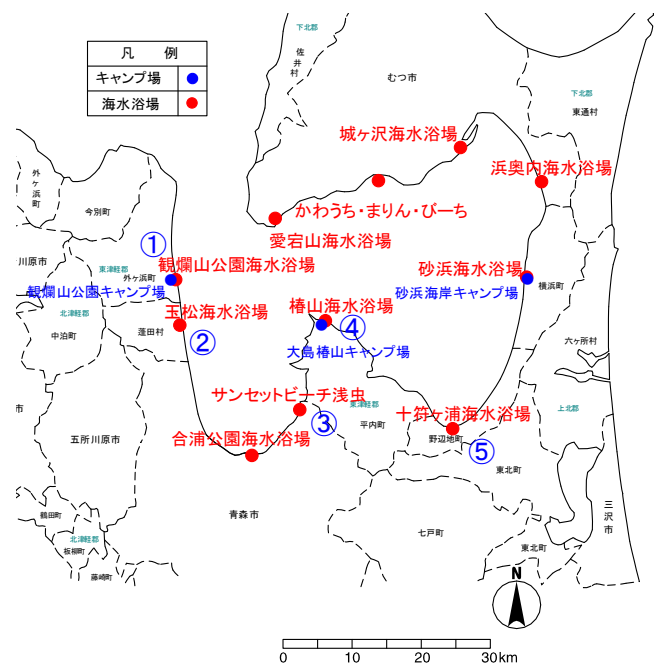
③サンセットビーチ浅虫（青森市）



④椿山海水浴場（平内町）



⑤十符ヶ浦海水浴場（野辺地町）



資料 平成26年 青森県観光国際戦略局「青森県観光入込客統計」

図-18 沿岸の主な海水浴場及びキャンプ場

③港湾・漁港

県内には、重要港湾3港をはじめとする15港湾、特定第三種漁港1港をはじめとする90漁港があります。

そのうち陸奥湾沿岸には、重要港湾の青森港をはじめとする5港湾があるほか、30漁港があります。

青森港は、本州から北海道への表玄関として、また地域産業を支える物流拠点となっています。

県内の港湾・漁港分布図は図-19に示すとおりです。

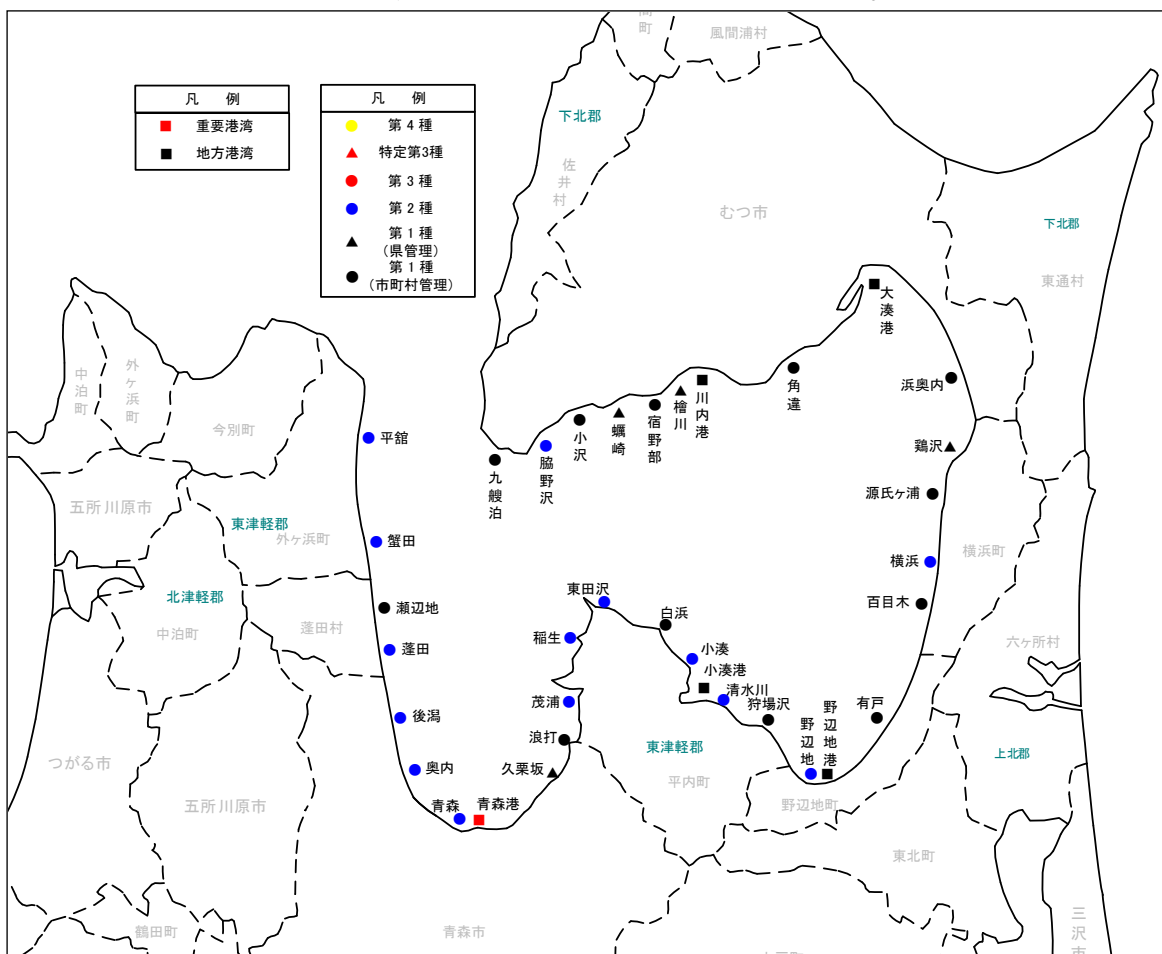


図-19 沿岸の港湾・漁港

④海岸の漁業利用

陸奥湾沿岸における磯根漁業の状況は、表-13 に示すとおりです。

陸奥湾沿岸の漁業は、「ほたて」の養殖が中心で、陸奥湾全域で行われています。また、磯根漁業では、「なまこ」、「あわび」、「ほや」の陸揚げ量が多く、津軽海峡では、「うに」、「こんぶ」の漁獲数量が多くなっています。

表-13 沿岸の主な磯漁業

市町村	単位:kg									
	ほたてがい	さざえ	あわび	その他貝類	うに	なまこ	ほや	こんぶ	わかめ	その他藻類
外ヶ浜町	6,904,737	19	839	496	18,724	59,719	18,119	30,973	260	5,788
蓬田村	3,764,278			56		59,324	186			
青森市	10,117,667		470	2,024	871	87,013	51,332		14	
平内町	29,338,395		1,395	7,356	2,327	444,137	737			
野辺地町	3,025,783		628	651	3,405	93,580	3,355			
横浜町	4,638,897		1,470	2,240		106,200	4,724			
むつ市	6,182,591		7,711	7,868	90,653	437,501	3,920	17,605	1,501	1,009

※むつ市は津軽海峡側の、外ヶ浜町は日本海側の漁獲量を含む

資料：「平成 26 年海面漁業月別漁獲数量・漁獲金額調査」

また、海岸保全施設等において、稚魚の育成場、藻場の着定基質、磯根資源の増殖場等としての活用を図っています。

(2) 海岸の保全の方向性（基本理念）

1) 沿岸の特性総括

①防護に関する特性

陸奥湾沿岸は、内湾に位置することから比較的穏やかな沿岸です。しかし、秋から冬にかけての台風や風浪による高潮・高波の発生が多く、また砂浜海岸では、一部で侵食が進んでいることから、これまで海岸保全施設の整備による対策を進めてきましたが、今後も引き続き、対策を進める必要がある海岸があります。

また、沿岸に整備されている施設の約5割は、設置後40年以上が経過しており、今後老朽化による海岸保全施設の機能低下等が懸念されています。

津波・高潮に対する沿岸市町村の防災体制については、避難訓練の実施や津波ハザードマップの作成等により、引き続き、防災意識の向上を図っていく必要があります。

②環境に関する特性

陸奥湾沿岸は、ハマナス、ハマヒルガオ、クロマツが見られる砂浜、オオハクチョウ、コクガンが飛来する干潟や、沿岸域一帯に見られる藻場など貴重な生態系が残されています。また、外海の荒々しさを感じさせるむつ市脇野沢の岩礁海岸や山と海が融合した夏泊半島など豊かな景観を有しています。

このことから、海岸保全施設の整備に当たっては、沿岸の自然環境・自然景観に配慮する必要があります。

また、海岸の漂着ゴミの処理については、行政と地域住民や関係団体等の協力の下、回収・処理を実施しています。一方で、ゴミを捨てないなどのモラル向上の啓発も図っていく必要があります。

③利用に関する特性

陸奥湾沿岸は、その静穏な海域を活かした様々な利用がなされ、青森県の発展に大きく寄与してきました。現在でも、陸奥湾沿岸において、青森港を中心とした港湾活動、ホタテなどの漁業活動、祭りやイベント、海水浴等のレクリエーションの場として多様な利用がなされています。

海岸の利用は、祭りやイベントなど多岐に渡っています。

このことから、高齢者や障害者等も海岸に近づき、自然と触れ合えるようにするための配慮が必要です。

2) 海岸の保全の基本理念

陸奥湾は、津軽半島、下北半島に囲まれた本州の最北にある我が国有数の内湾です。その面積は青森県の面積の約4分の1に相当します。南には雄大な八甲田連峰、北には日本三大霊場の一つに数えられる恐山を有する下北山地が陸奥湾を見下ろしています。縄文の時代から陸奥湾と人々の“なりわい”が交わりながら歩んできた沿岸であり、豊かな自然と文化に包まれながら、北の玄関口として発展する県都青森市をはじめとする7の市町村が海岸線に沿って発展してきました。

陸奥湾は比較的静穏な海域ではありますが、下北半島で反射した長い周期の波が対岸に打ち寄せる「寄り波」、冬の季節風や夏のヤマセによって風波が発生します。これらの波浪が砂浜を侵食し、減衰することなく岸まで来襲するため、局所的に越波による浸水被害を受けている地域もあります。また、越波や飛沫による塩害も多く発生しています。かつては、海岸線が軒下まで迫った家では、「カッチョ」といわれる板囲いや、杭を打って石を積んだ「スガラキ」で波を防いできましたが、このような手作り堤防も大自然の前ではかなわず、災害が後を絶えませんでした。このため、陸奥湾沿岸では青森県と国によって海岸保全施設の整備が行われてきました。これからも、海岸保全施設の機能を維持しながら、国土保全と防災上十分な安全性の確保を図ることが求められています。

その一方、陸奥湾へは、津軽海峡から津軽暖流が流入し、その影響で水温は三陸太平洋沿岸よりも高く、また、沿岸域の森や川からの恩恵によりホタテ貝の養殖が盛んに行われ、宝の海として多くの恵みをもたらしています。海岸には多数の「ヤライ」が設けられており、まさに陸奥湾は人々の生活の場となってきました。また、陸奥湾沿岸域は、浅虫夏泊県立自然公園や下北半島国定公園等の自然保護地域が指定され、鯛島等の景勝地や合浦海水浴場をはじめ海水浴場が点在し、冬には白鳥が飛来する等、四季を通して多くの住民が集うことのできる海岸を有しています。将来にわたりあるべき陸奥湾の姿を継承していくために、生活、文化及びレクリエーションの適正な海岸利用を図るとともに、その礎となる自然環境との調和を図る必要があります。

陸奥湾沿岸における海岸保全の方向性を検討するにあたり、以上のことを念頭におき、「基本理念（コンセプト）」を以下のように設定します。

<基本理念>

白鳥が集う青い海、私たちの生活を支える恵みの海に感謝し
縄文から未来への架け橋となる陸奥湾沿岸の海岸づくり

3) 海岸の保全に関する基本方針

前項の基本理念を受け、陸奥湾沿岸の保全に関する基本方針を次のように設定します。

<基本方針>

●日々の生活と地域の生産活動を守る、安全で快適な海岸づくり

古から陸奥湾と共存する日々の生活を海岸災害から守り、沿岸の漁業や農業等の生産活動を維持するために、安全な海岸づくりを推進します。

また、沿岸の生活・文化を培ってきた海を、誰もが快適に利用できるように、生活に密着した海岸づくりを推進します。

●陸奥湾の豊かで美しい自然環境や生物多様性と海岸景観の保全を図り、安らぎと潤いのある海岸づくり

沿岸住民の生活の礎となり、心を豊かにしてきた陸奥湾の自然環境や生物多様性と海岸景観を保全します。

海岸保全施設の整備にあたっては、陸奥湾の豊かで美しい自然環境や生物多様性と海岸景観に対し十分な配慮を行い、安らぎと潤いのある海岸づくりを推進します。

●「森・川・海」の保全と創造を図るため、陸奥湾沿岸住民と内陸住民が一体となる海岸づくり

「防護」「環境」「利用」の調和がとれた海岸保全を実施していくために、沿岸住民のみならず、陸奥湾に関わる森・川・海を一体としてとらえ、住民、ボランティア、行政等の適切な役割分担と連携の下で、“誇り高き陸奥湾”を次の世代へと継承する海岸づくりを推進します。

●地域住民の参加や利用者の協力による美しく快適な海岸づくり

行政と地域住民が連携して、海岸利用者のモラルやマナーの向上を図るとともに、適正な海岸利用のルールづくりや地域住民やボランティアの参加・協力の体制づくりなどを図り、美しく快適な海岸づくりを進めます。

2-2. 海岸の防護に関する事項

(1) 海岸の防護の目標

1) 防護すべき地域

陸奥湾沿岸海岸保全基本計画における防護すべき地域とは、北海岬（むつ市脇野沢村）から根岸（外ヶ浜町平館）までの海岸の内、津波、高潮、波浪等による災害や海岸侵食等により、背後地の人命や財産に被害が発生するおそれがある海岸とします。

2) 防護水準

海岸保全施設による津波の防護については、文献や被災履歴等の過去に発生した津波の実績津波高さ及びシミュレーションによる津波高さに基づき、数十年から百数十年に一度程度発生すると想定される、比較的発生頻度の高い津波に対して防護することを目標とします。

なお、東日本大震災のような最大クラスの津波に対しては、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ、総動員させる「多重防御」の考え方に基づき、津波ハザードマップの整備など、ソフト対策の推進による住民避難を軸とした津波防災・減災対策の構築を目指します。

高波による被害の防護については、過去に発生した高潮の記録に基づく計画高潮位に、適切に推算した波浪の影響を加えたものに対して防護することを目標とします。計画高潮位は、既往の最高潮位、または適切に推算した潮位とします。

侵食に対する防護については、現状の汀線を保全することを基本的な目標とし、侵食が特に著しい場合など、必要な場合には、さらに汀線を回復することを目標とします。

(2) 海岸の防護の目標を達成するための施策

数十年から百数十年に一度程度発生すると想定される、比較的発生頻度の高い津波への対策として、堤防等の海岸保全施設の整備を進めていきます。

高波による越波・浸水に対しては、構造物による防護を図るとともに、堤防や波消工のみで海岸線を防護する線的防護方式から、沖合施設及び岩礁や砂浜の持つ「自然の消波機能」を組み合わせることにより、防護のみならず環境や利用の面からも優れた面的防護方式への転換を進めていきます。

また、海岸保全施設の整備にあたっては、設計の対象を超える津波や高潮に対しても、施設の破壊、倒壊までの時間を少しでも長くする、あるいは、全壊に至る可能性を少しでも減らすことを目指した、粘り強い構造についても検討するものとします。（図-20 参照）。

更に、海岸保全施設の設計の対象を超える津波や高潮に対しては、適切な避難を軸とした防災体制の強化、実践的な訓練などの減災対策の推進、地域や住民の災害対応力を高めるための情報提供や防災知識の普及啓発などの地域防災力を強化するためのソフト対策に取り組んでいきます。

水門・陸閘等については、操作規則を策定し、現場操作員の安全確保を確保したうえで、適切な操作と効果的な管理運用体制の構築を図ります。

侵食が進んでいる海岸については、沿岸域漂砂の動向だけではなく、山から海までを含めた河川流域とも連携を図り、砂浜の保全や回復を図ります。

海岸堤防等の耐震性の強化については、設計津波を生じさせる地震により津波到達前に機能を損なわないよう、構造の安全及び天端高を維持するものとしします。

海岸保全施設の老朽化に対しては、予防保全の考え方にに基づき、適切な維持管理・更新を図ることを基本とし、長寿命化計画を作成し、ライフサイクルコストの軽減や平準化を図りつつ、計画的かつ効果的な維持または修繕に努めます。

今後見込まれる海面上昇や台風の巨大化など気候変動に伴う外力の変化に対しては、最新の知見を踏まえた指針等の改定に注視し、必要に応じて検討をすることとしします。

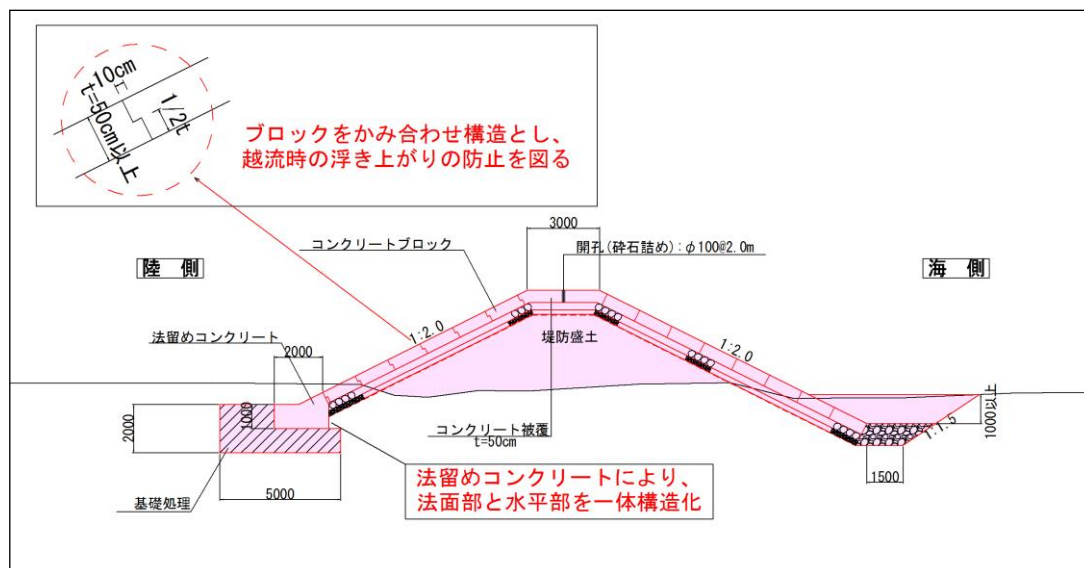


図-20 粘り強い構造例

現在のソフト対策の例(青森市)

津波から命を守るために

家庭での備え

津波ハザードマップの配布



地区別防災カルテの利用



「地区別防災カルテ」を素材として、家族や地域などで防災について話し合い、それぞれが必要とする情報を地図やメモ欄に書き込むことで、オリジナルの防災ハザードマップを作ることができます。

地域での備え

避難訓練等の実施



緊急情報をメールマガジンで配信

「eomori」防災情報

■□■□■□■□■□■□
 (青森市メールマガジン)
 ■□■□■□■□■□■□

青森市に発表されている暴風警報が平成28年4月18日の気象情報にご注意ください。
 【問合せ】危機管理課(TEL:017-734-5069)

—編集・発行—
 市民健康部広報広聴課
 青森市中央1-22-5
 TEL:017-734-5106

津波避難ビルの指定



海拔表示板等の設置



青森市

今後のソフト対策(津波防災地域づくり法)

基本理念

「なんとしても人命を守る」

ハード・ソフトの施策を総動員させる
「多重防御」
の発想によって津波防災地域づくりを推進

▶最大クラスの津波に対して

- 最大クラスの津波
発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波
 住民等の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を助けるための手厚くした総合的な津波対策を講ずる
- 基本的考え方
被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、対策を講ずることが重要
 ①海岸保全施設等のハード対策によって津波による被害をできるだけ軽減する
 ②それを超える津波に対しては、ハザードマップの整備など、避難することを中心とするソフト対策を重視



津波防災地域づくりに関する法律の概要

基本指針 (国土交通大臣 平成23年12月27日)



いのちを守る津波防災地域づくりのイメージ



2-3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項

海岸は、陸域と海域とが相接する区間であり、砂浜、岩礁、干潟等生物に多様な生息・生育環境を提供しており、そこには、特有の環境に依存した固有の生物も多く存在していることから、それらの生物多様性の価値を理解し、自然と共生する海岸環境の保全と整備を図ります。

特に、名勝や自然公園等の優れた景観、天然記念物等の学術上貴重な自然、生物の重要な生息・生育地等の優れた自然を有する海岸については、その保全に十分配慮し、海岸の多様な生態系や美しい景観の保全を図るため、それぞれの海岸の有する自然特性に応じた海岸保全施設の整備を進めます。

また、砂浜は、防災上の機能に加え、美しい海岸景観の構成要素となるとともに、人と海との触れ合いや海水の浄化の場としても重要な役割を果たしており、多様な生物の生育・生息の場ともなっているため、その保全と回復を主体とした整備をより一層推進します。

施設の整備に当たっては、優れた海岸景観が損なわれることのないよう、また、海岸を生息・生育や産卵の場とする生物が、その生息環境等を脅かされることのないよう、干潟や藻場を含む自然環境の保全に配慮します。

さらに、海岸環境に関する情報の収集・整理と分析を行い、その結果を提供・公開することにより、保全すべき海岸環境について関係者が共通の認識を有するよう努めます。

青森県では、これらに関する施策「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」に基づき、保全地域に指定した海岸をできる限り自然の状態で維持するため、環境学習の場の提供などの啓発活動に取り組んでいきます。

さらに、その条例と連携を図りながら、「山・川・海をつなぐ水循環システムの再生・保全」として、人間と動植物の生命や農林水産業などの基盤である良質な水資源を守るため、山・川・海を一体的に捉え、健全な水循環の確保に取り組んでいきます。

そのほか、「青森県ふるさとの水辺サポーター制度」や、海岸法に定める海岸協力団体制度を活用し、地域住民と連携した、清掃等による海岸の美化、動植物の保護等に取り組んでいきます。

青森県 ふるさとの森と川と海の条例

保全及び創造に関する条例

青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例

保全地域

条例について

県では、平成13年12月に「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」を制定しました。
この条例は、私たちが、自然豊かな森と川と海の調和を保ち、水とふれあいつながら生活を営み、地域文化を育んできている一方で、森と川と海という自然を大切にしようとする気風が高まっていることを踏まえ、県民の豊かで誇いのある生活の礎となっている森と川と海を県、県民、事業者が一体となって保全し、創造しようとするものです。

条例の対象

青森県の森林、河川、海岸です。これを「ふるさとの森と川と海」として一体的に保全及び創造します。
河川には、十和田湖や十三湖や小川(諏訪湖)などの湖沼も含んでいます。

保全地域

【保全地域では】
・森と川と海の一体性を考えて保全計画を定めます。
・保全計画には、植生、地形等の保全、保全施設の整備等に関する施策を定めます。また、河川の遊歩道、水生生物などを指標とする清潔度指標も定めます。
・保全地域でも、特定行為の届出が必要です。
・届出は、行為に着手する50日前までに必要です。
特定行為とは①土石(砂を含む)の採取②工作物の新築・増築等③土地の形質その土地の形状を変更する行為④立木等の伐採等です。ただし、届出の適用除外となる場合もあります。

条例の特徴

- ・ふるさとの森と川と海は、農林水産業の生産活動や県民の生活と結びついて地域文化を形成する基礎であり、これを県民生活の基礎と位置付け、保全し、創造します。
- ・自然豊かなけりを持つふるさとの森と川と海を一体的に保全し、創造します。

おもな施策

ア 森と川と海の一体的な保全・創造を推進
① 地域の特性に応じた樹種の植栽
七八、フナなどの県土産種を中心に植栽し、広葉樹林化、雑木林化を推進する。また、河川の遊歩道、水生生物などを指標とする清潔度指標も定めます。
② 動植物の生息地・生育地の保全
森林、河川、海岸環境をできる限り自然の状態に維持するため、森林では適正な間伐・保樹・保安林指定を推進するとともに、森林、河川、海岸では動植物の生息地や自然景観に配慮した多自然型川づくり、海岸づくりを推進します。
③ 人と自然との豊かな関わり合いの確保
次の世代を担う子供たちが、森や川や海との自然との触れ合いを通して、驚きや感動を体験し、豊かな感性を育むことができる遊びの場、体験の場を提供します。

保全及び創造

- ・保全とは、現存するふるさとの森と川と海を適正に維持することです。
- ・創造とは、地域文化を形成するふるさとの森と川と海をより豊かにすることです。

実施の基本

すべての人の参加の下にふるさとの森と川と海ができる限り自然の状態に維持されることを基本とします。

ふるさとの森と川と海保全地域



青森県ホームページ

<http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/2008-0612-1123-618morikawaumijyourei.html>

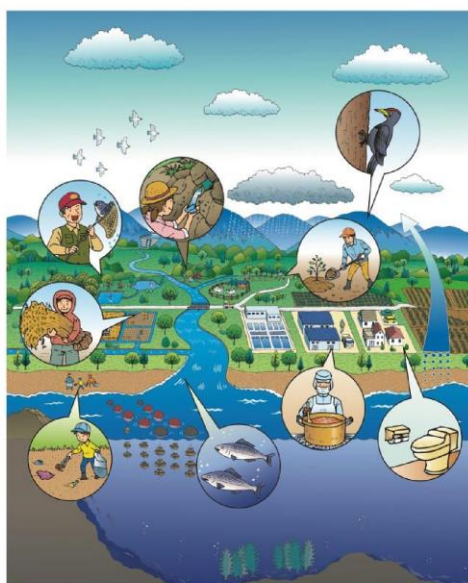
山・川・海をつなぐ「水循環システム」の再生・保全

本県は、緑あふれる自然環境に育まれた「水資源」に恵まれています。

この「水資源」は、消費者が求める安全・安心で優れた農林水産物を安定供給するための基盤となり、本県の基幹産業である農林水産業に必要不可欠です。

このため、県では、植林や海浜清掃など各流域関係者の自主的な活動を促すための意識啓発やその取組を支援してきました。

また、農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境などの整備を行う公共事業を「環境公共」と位置づけ、動植物の生息環境にも配慮した施設整備など新たな技術の開発・普及などに取り組んでいます。



山・川・海をつなぐ「水循環システム」のイメージ

【めざす方向】

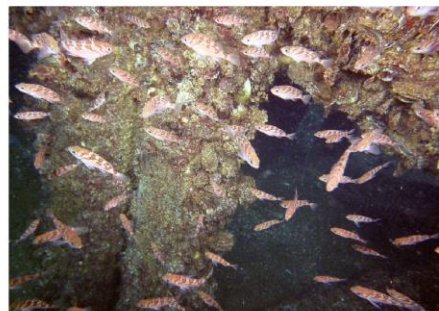
山・川・海を一体的に結んだ取組を進め、きれいな水の維持・確保と農林水産業の生産基盤強化を図ります。

(1) 農林水産業の基礎となる「安全・安心な水資源」の確保

- ①きれいな水を育む緑豊かな森づくりの推進
- ②安全・安心な恵みの里づくりの推進
- ③豊かな水産資源を育む豊饒の海づくりの推進



企業連携したとの森林整備活動



ウスメバル幼魚

(2) 豊かな地域資源を未来に引き継ぐ環境公共の推進

- ①生産基盤の整備などを通じた環境公共の推進
- ②地域住民、NPO、企業などの参加による地域力の再生
- ③地域の資源、技術、人財の活用などによる、農業・林業・水産業分野の連携強化
- ④生物多様性に配慮した環境の保全・再生に向けた取組の強化

2-4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

海岸保全施設の整備に当たっては、利用者の利便性や地域社会の生活の向上に寄与するため、これに配慮した施設の工夫に努めるとともに、景観や利便性を著しく損なう施設の汚損、放置船等に適切に対処します。

また、海辺に近づけない海岸等においては、必要に応じ、海との触れ合いの場を確保するため、自然環境の保全に留意しつつ、公衆による海辺へのアクセスの確保に努めます。

海洋性レクリエーション等による海岸利用に当たっては、マナーの向上に向けた利用者に対する啓発活動を推進します。

『海岸を利用した教育の取組』

海岸、特に干潮線と満潮線の間は陸と海の境界であり、海洋生物と陸上生物、さらにはその中間に位置する半陸生生物が見られる自然豊かな場です。

また岩礁には、微細な環境が複雑に入り組み、多種多様な生物が生息しているので、それらを観察し、採集することも磯遊びの醍醐味です。海岸で自然に触れ合うことは、豊かな知識を育むことにもつながり、大変有意義です。

その一方で、青森県の岩礁海岸は漁業者の漁場として有用であり、磯廻りで生計を立てている人もいます。磯遊びにきた人の採集物には時には採集禁止の生き物が紛れ込んでいたりしてトラブルを生じることがあります。

漁業の営みを理解し、海岸を楽しむことができる知識を醸成できる機会を設けることが必要となっています。

むつ市 海と森ふれあい体験館



指定管理者NPO法人シェルフォレスト川内

海と森の生命の営みを科学的に学びながらふれあう。たいせつな故郷の豊かな自然と人々のやさしさと文化に、楽しみながらふれあうことを目的としている。

海のプログラム

1. 本館には、4つの施設があります。自然観察の池、観察用の池、潮の通い体験池、そして自然観察の観察の池。ここで、それぞれの施設から、自然観察の池から採集した生き物を見ることができます。

マリンスノーシュー入門

マリンスノーシューは、水の中を歩ける靴です。観察用の池、潮の通い体験池、そして自然観察の池から採集した生き物を見ることができます。

海と森を知る

自然観察の池、観察用の池、潮の通い体験池、そして自然観察の池から採集した生き物を見ることができます。

定元の自然をみつめる

自然観察の池、観察用の池、潮の通い体験池、そして自然観察の池から採集した生き物を見ることができます。

海の自然観察のリーダーになる

自然観察の池、観察用の池、潮の通い体験池、そして自然観察の池から採集した生き物を見ることができます。

校外学習・総合学習・教科支援プログラム

小学生から中学生、さらに高校生まで幅広い年齢層の子どもたちを対象としたプログラムです。観察の池から採集した生き物を見ることができます。

校外学習

自然観察の池、観察用の池、潮の通い体験池、そして自然観察の池から採集した生き物を見ることができます。

<http://www.mutsu-taikanken.jp/index.html>

沿岸観察会

国立研究開発法人海洋研究開発機構むつ研究所

海浜域に生息する生物群集を観察して市民等の海に対する興味を喚起することを目的としている。また、長期にわたって観察することで、海洋環境変動と生物群集変化との間の関係を明らかにすることにつながる。本会はそのような生物モニタリング体制の構築に向けた足がかりとなるものである。

本観察会は、むつ市下北自然の家ならびにむつ市ちぢり浜において年一回開催していて、多くの市民等が参加している。青森周辺域を研究・調査対象の一とする海洋研究機関の専門家を講師として招き、潮間帯に生息する動植物の観察・採集・分類・同定・標本作製を行っている。また、講師による公開講座も開催され、本会は関連研究機関の間の連携を深めることにも大いに貢献している。

磯での観察

グループに分かれ、潮だまり（ tide pool ）や磯を観察し、できるだけ多くの種類の生き物を見つけることを目指しました。

サンプル処理

磯での観察が終わったら、採集した生き物について調べます。

押し葉標本作り

分類した海藻を水洗いして押し葉標本を作っています。

綺麗な標本ができました！

<http://www.jamstec.go.jp/mutsu/j/>

2-5. ゾーン区分とゾーン毎の方向性

(1) 陸奥湾沿岸のゾーニングによる区分

1) ゾーニングに当たっての基本的な考え方

陸奥湾沿岸を整備するにあたり、砂浜の保全や動植物の生息環境などは、一連の区域として配慮していく必要があります。このような区域を設定するために自然特性・社会特性より、以下のような考え方でゾーニングを行いました。

沿岸の気象・海象条件の違い、地形特性の違い、動植物の生息・生育状況などの自然特性を考慮し、その代表的な指標として海岸地形、自然公園の分布から、ゾーニングを行いました。

また、人口分布、産業、沿岸の利用状況、文化・風土など沿岸の社会特性を考慮し、その代表的な指標として人口集積地区、海水浴場、キャンプ場、港湾・漁港利用の状況より、ゾーニングを行いました。

2) ゾーニングによる沿岸の区分

①脇野沢・川内ゾーン

下北半島国定公園に指定されており、西から岩礁、砂礫、砂といった変化に富んだ海岸地形が見られます。海岸利用は、点在する漁港程度に限られています。むつ市脇野沢からむつ市城ヶ沢にかけての海岸を対象とします。

②むつゾーン

大湊港を中心に人口の集積が見られ、沿岸域の水産利用が比較的盛んな地域です。干潟や砂洲が見られコクガンやオオハクチョウ等の飛来地となっています。大湊港周辺の海岸を対象とします。

③横浜・野辺地ゾーン

唯一延長の長い砂浜海岸が残る比較的自然の多く残された海岸であり、海岸利用は、点在する漁港程度に限られています。むつ市近沢から野辺地港にかけての海岸を対象とします。

④平内ゾーン

浅虫夏泊県立自然公園に指定されており、多くの自然が残されている区域であり、青森市に隣接しレクリエーション利用も比較的多く見られます。夏泊半島の海岸を対象とします。

⑤青森ゾーン

人口集積が飛び抜けて大きい青森市を中心とする経済域であり、人工的な海岸整備により防護がなされている青森港を中心とした海岸を対象とします。

⑥蓬田・蟹田・平館ゾーン

沿岸域の水産利用が盛んな地域であり、整備が比較的進んでおり、人工的な海岸が多い区域です。青森市から外ヶ浜町平館にかけての海岸を対象とします。

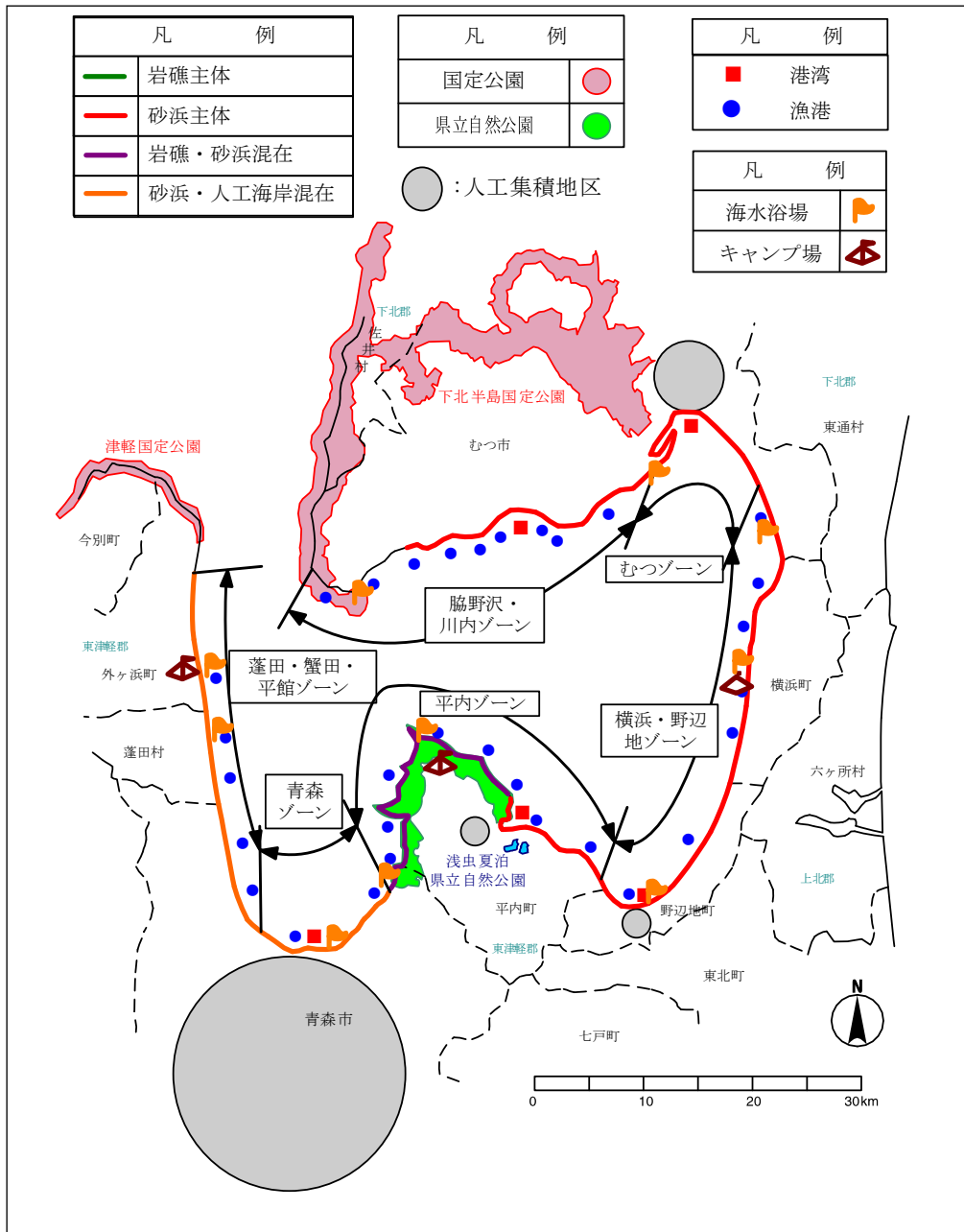


図-21 沿岸のゾーニング分布

(2) ゾーン毎の特性

ゾーン名	防護特性	環境特性	利用特性	海岸保全の方向性
脇野沢・川内ゾーン	砂浜が侵食された海岸では、越波やその飛沫による塩害が発生することがあります。	湾口部で岩礁海岸、奥にいくにつれ砂浜海岸となっています。下北国定公園に指定されており、沿岸にはハマナスや松林が見られます。	漁港利用を中心とし、背後には集落地が点在しています。また、人家は狭い低平地にあり、海水浴場が点在しています。	越波やその飛沫による塩害からの防護に努めます。自然環境の保全、豊かな水産資源への配慮が必要です。
むつゾーン	湾奥に位置し、比較的静穏な区域です。背後地に人家が密集しており防護要請が高い地域です。	大湊湾に見られる干潟はオオハクチョウやコクガンの飛来地として日本の重要湿地の指定を受けています。また、湾前面に見られる砂州は希少な地形の一つです。	大湊港を中心に比較的人口の集積が見られる地域であり、湾奥では海岸線に多くの人家があります。干潟での潮干狩りも行われています。	背後に人家が集中している区域については、防護施設の整備を進めます。自然環境や、身近な利用に配慮した施設整備が必要です。干潟や、砂洲といった海岸環境の保全が必要です。
横浜・野辺地ゾーン	長大な砂浜海岸は、防護の面からも重要です。	陸奥湾内で唯一の長大な砂浜海岸を有しており、ハマナスや松林が見られます。また、その景観も壮大です。陸奥湾で海岸ゴミが最も多く見受けられる区域です。	漁港利用を中心とし、背後には集落地が点在しています。また、段丘が発達しており人家は比較的高いところに位置しており、海水浴場が点在しています。	ゾーン全体を一連の区間として砂浜の保全に努めます。また、海岸環境に対する十分な配慮が必要な区域です。海岸のゴミが多く、日常的な海岸管理の重要な地域です。
平内ゾーン	古くから海岸利用が進んでいた地域で比較的防護施設の整備が進んでいます。	浅虫・夏泊県立自然公園を有し、岩礁海岸から砂浜海岸まで見られる変化に富んだ豊かな自然環境を有する沿岸です。また、小湊浅所海岸はオオハクチョウの飛来地として有名です。	漁港利用を中心とし、背後には集落地が点在しています。また、青森市に隣接し海岸環境も豊かなことからレクリエーション利用も比較的多い地域です。	自然環境に配慮し、海岸保全施設の整備は必要最低限のものとし、自然環境を生かしながら、利用を促進する海岸においては利便施設等の整備を進めます。
青森ゾーン	高度な利用が進み、防護施設の整備も進んだ地域であるが、一部海岸では高波による被害が発生しています。	高度な利用が進み、一部地域を除いて人工的な海岸となっているがコクガンの飛来も見られます。	青森市を背後に控え非常に人口・資産の集中している地域です。青森港を中心とし、高度な利用が進んでいます。	高波に対する防護施設の整備を図るとともに、整備された海岸保全施設の適切な維持管理に努めます。誰もが利用でき、自然と親しめる海岸づくりを進めます。
蓬田・蟹田・平館ゾーン	水産利用も多く、防護施設の整備も進んだ地域です。	海岸保全施設の整備が進み、大半が人工的な海岸となっています。一部人工的に創出された区域にオオハクチョウの飛来が見られます。	漁港が点在している地域です。平地が海岸線沿いに続くことから、人家が沿岸全体に見られます。海水浴場が点在しています。	整備された海岸保全施設の適切な維持管理に努めます。誰もが利用でき、自然と親しめる海岸づくりを進めます。また、水産利用とほかの海岸利用が共存する海岸づくりを推進します。

3. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

3-1. 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項

海岸保全施設を新設又は改良するに当たっての基本的な事項は、「2-1 (2) 海岸の保全の方向性」で示した、海岸の保全の基本理念及び基本方針並びにゾーン毎の特性及び海岸保全の方向性等を踏まえて定めます。

なお、ここで示す、海岸保全施設の種類や規模等は、整備の方向性を示すものであり、具体的な規模等は、当該施設の整備に着手する際、地域住民の意見も踏まえつつ、詳細な検討を行ったうえで決定します。

また、地域の状況変化や社会経済状況の変化等が生じた場合、並びに災害の発生等に伴い海岸保全施設の整備の必要性が新たに生じた場合等、必要に応じ本内容の見直しを行います。

海岸保全施設の模式図および各施設の機能を図-22 に示します。

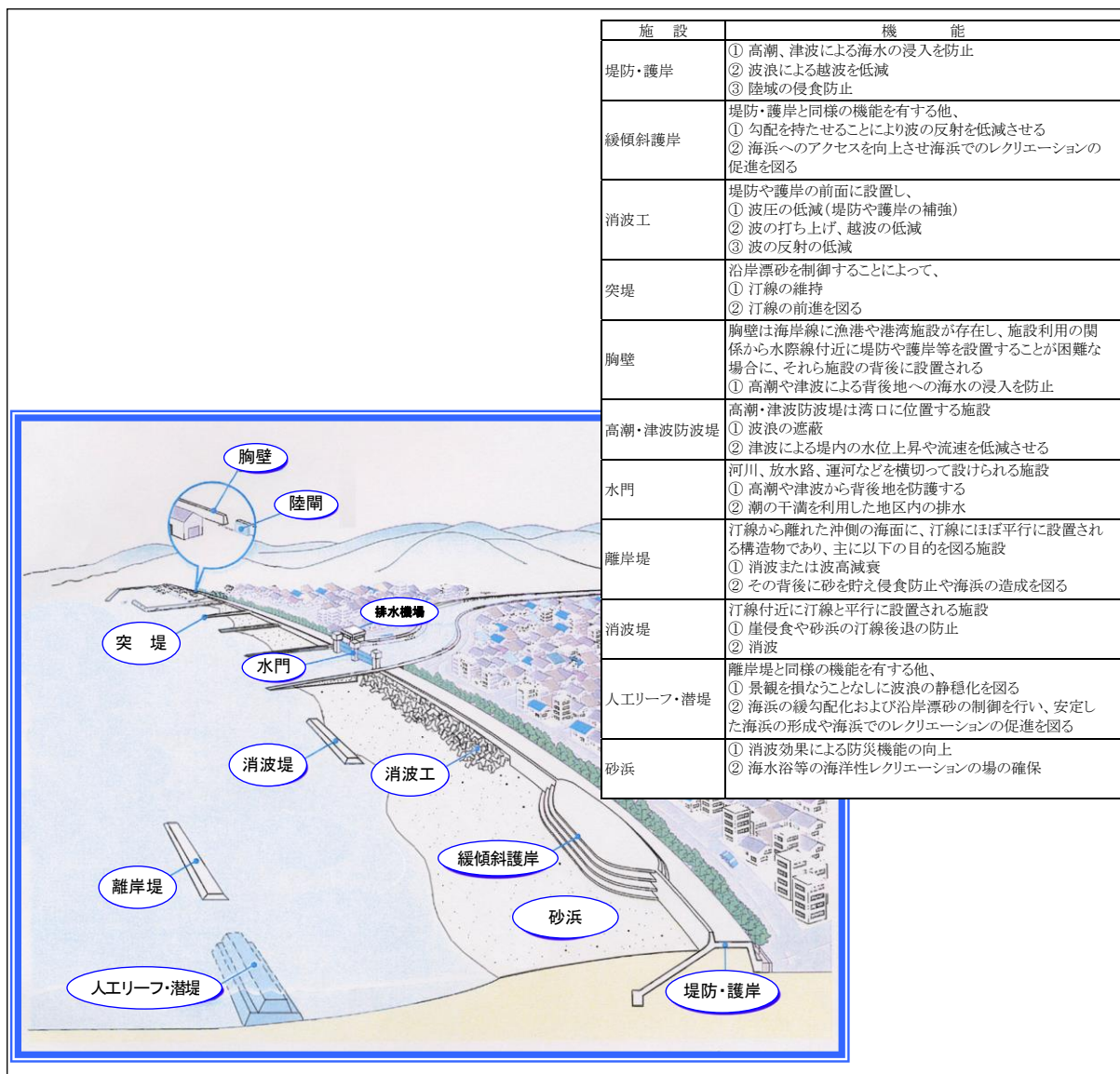


図-22 主な海岸保全施設

(1) 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域

「2-2 (2) 海岸の防護の目標」において、防護すべき地域を「津波、高潮、波浪等による災害や海岸侵食等により、背後地の人命や財産に被害が発生するおそれがある海岸」としました。

陸奥湾沿岸における、海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域は、現状において、津波、高潮、波浪等による災害や海岸侵食等により、背後地の人命や財産に被害が発生するおそれがある区域とし、別表及び添付図に示すとおりです。

(2) 海岸保全施設の種類、規模及び配置

一般的に、海岸保全施設には、堤防、護岸、胸壁、突堤（ヘッドランドを含む）、離岸堤、潜堤（人工リーフを含む）、消波堤、砂浜等があり、その機能はそれぞれ図-22 に示すとおりです。

陸奥湾沿岸において新設又は改良しようとする海岸保全施設の種類、規模及び配置は、別表及び添付図に示すとおりです。

(3) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況

陸奥湾沿岸において、海岸保全施設の新設又は改良によって津波、高潮、波浪等による災害や海岸侵食から防護される地域及びその地域の土地利用の状況は、別表及び添付図に示すとおりです。

3-2. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

海岸保全施設を適切に維持管理するため、定期的に海岸保全施設の巡視又は点検を行い、施設の変状の有無や状態把握に努め、当該施設の健全度を適切に評価したうえで、必要に応じ、所定の防護機能を確保するための修繕等を行います。

また、老朽化した海岸保全施設が増加していることから、堤防・護岸等の長寿命化計画を作成し、維持管理に要する費用の縮減や平準化する仕組みの構築を図るなど、施設の防護機能を持続的に確保していくため、予防保全型の効率的・効果的な維持管理の推進に努めます。

(1) 海岸保全施設の存する区域

陸奥湾沿岸において、維持又は修繕の対象となる海岸保全施設が存する区域は、別表及び添付図に示すとおりです。

(2) 海岸保全施設の種類、規模及び配置

陸奥湾沿岸において、維持又は修繕の対象となる海岸保全施設の種類、規模及び配置は、別表及び添付図に示すとおりです。

(3) 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

陸奥湾沿岸において、維持又は修繕の対象となる海岸保全施設における、種類ごとの維持又は修繕の方法は、別表及び添付図に示すとおりです。

4. 留意すべき重要事項

4-1. 関連計画との整合性の確保

陸奥湾沿岸における総合的な海岸の保全の実施に当たっては、本計画に基づくほか、土地の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、地域計画等、関連する計画との整合性を確保します。

また、海岸は、海と陸が接する独特な空間であることから、様々な利用の可能性を秘めています。海岸の有する特性を更に広く適切に活用していくため、広域的な利用の観点も念頭に置きつつ、レジャーやスポーツの振興、自然体験・学習活動の推進、健康の増進及び自然との共生の促進等のため、海岸及びその周辺で行われる様々な施策との一層の連携を推進します。

4-2. 関係行政機関との連携調整

一体的に社会経済活動を展開する地域全体の安全の確保、快適性や利便性の向上に資するため、海岸背後地の人口、資産、社会資本等の集積状況や土地利用の状況、海岸の利用や環境、海上交通、漁業活動等を勘案し、関係する行政機関とより緊密な連携を図り、広域的・総合的な視点からの取組を推進します。

災害に対する安全の確保については、連たんする背後地を一体的に防護する必要があります。このため、海岸だけでなく沿岸部における関連する施設との防護水準の整合の確保等、関係機関との連携の下に、一体的・計画的な防災・減災対策を推進します。

海岸侵食は、土砂の供給と流出のバランスが崩れることによって発生します。この問題に対応していくため、海岸部への適切な土砂供給が図られるよう、山から海までを含めた河川流域とも連携を図ります。

4-3. 地域住民の参画と情報公開

海岸の保全を適切かつ効果的に進めていくためには、地域の意向に十分配慮し、地域との連携を図っていくことが不可欠です。

このため、計画の策定段階で実施したパブリックコメントだけでなく、計画が実効的かつ効率的に執行できるよう、実施段階においても適宜地域住民の参画を得るものとします。

海岸におけるゴミ対策や清掃等による海岸の美化、動植物の保護については、地域住民やボランティア等の協力を得ながら進めるとともに、参加しやすい仕組みづくりに努めます。また、無秩序な利用やゴミの投棄等により海岸環境の悪化が進まないよう、モラルの向上を図るための啓発活動の充実に努めます。

地域住民の防災意識の向上及び防災知識の普及を図り、災害に強い地域づくりを進めるため、海岸保全施設の整備と併せ、関係機関と連携して防災情報の提供や災害時の対応方法の周知等に取り組みます。

また、計画の策定段階から、計画の実現によりもたらされる状況について必要に応じ示す等、事業の透明性の向上を図ります。

4-4. 計画の見直し

地域の状況変化や社会経済状況の変化等に応じ、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容等を点検し、適宜見直しを行うものとします。

出典資料一覧

資料名	使用項目
平成27年度版 海岸統計	対象範囲、海岸保全の経緯
青森県海岸保全区域図	海岸保全区域図
あおもりの海岸	海岸保全区域図
平成27年 気象庁月報	気象
気象庁潮位観測情報 1954年～2014年 浅虫(国土地理院所管)	海象
気象庁アメダス 2000年～2015年 (青森:風向)	海象
全国港湾海洋波浪情報網(ナウファス:NOWPHAS)	海象
海洋速報 海流図 海上保安庁 2015.07.31～08.13、2015.12.4～12.17	海象(海流)
日本の主な山岳標高 国土地理院	地形
青森県生物多様性戦略	地質
東北地方の地盤工学 地盤工学会東北支部	地質
平成22年度 河川調書	河川
平成27年度 青森県統計年鑑	自然公園・天然記念物
青森県の自然公園	自然公園・天然記念物
平成27年 国勢調査	人口、産業
平成25年度 市町村民経済計算	産業
平成27年 青森県海面漁業に関する調査結果書(属地調査年報)	水産業
公共土木施設災害	海岸防護の現況
港湾関係事業災害集計表	海岸防護の現況
漁港関係事業災害集計表(S36～H26)	海岸防護の現況
公共土木施設災害実績(H15以降) 農村整備課	海岸防護の現況
平成27年度 青森県地震・津波被害想定調査 (日本海側海溝型地震) H28.3	海岸防護の現況
平成24・25年度 青森県地震・津波被害想定調査 報告書 H26.3	海岸防護の現況
津波浸水想定区域図	海岸防護の現況
青森県の自然 H2.3	海岸環境の現況
第4回自然環境保全基礎調査 海域生物環境調査報告書 (藻場・干潟・サンゴ礁調査) 1994.3 環境庁自然保護局	海岸環境の現況
第7回自然環境保全基礎調査 浅海域生態系調査(干潟調査)報告書 平成19(2007)年3月 環境省自然環境局 生物多様性センター	海岸環境の現況
第7回自然環境保全基礎調査 浅海域生態系調査(藻場調査)報告書 平成20(2008)年9月 環境省自然環境局 生物多様性センター	海岸環境の現況
2004年度～2014年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果 青森県	海岸環境の現況
生物多様性の観点から重要度の高い海域 環境省	海岸環境の現況
青森県沿岸におけるアマモ科植物の分布 日本応用藻類学会(Algal Resources vol.6,pp.1-13)	海岸環境の現況
平成26年 青森県観光入込客統計	海岸利用の現況
2015 青森県の港湾・空港	海岸利用の現況
漁港位置図	海岸利用の現況